



大分労働局
各労働基準監督署

大分県の 労働災害の現状

令和5年度版

令和5年度全国安全週間スローガン

高める意識と安全行動 築こうみんなのゼロ災職場

大分県の労働災害の現状

目次

全国安全週間実施要綱	・・・	1
労働災害発生状況	・・・	4
第13次労働災害防止計画の結果	・・・	9
第14次労働災害防止計画	・・・	10
転倒災害防止対策	・・・	12
エイジフレンドリーな職場づくり	・・・	15
荷役作業における墜落・転落災害防止対策	・・・	16
外国人労働者向け安全衛生教育	・・・	19
個人事業者等への保護措置	・・・	19
足場からの墜落・転落災害防止対策	・・・	20
STOP！熱中症クールワークキャンペーン	・・・	22
大分労働局独自の取組	・・・	24
安全衛生優良企業公表制度	・・・	25
「見える」安全活動コンクールの優良事例	・・・	25



Safe Work は、「労働災害を防止し、安全・安心な職場を実現する」という意思を示すもので、国連の専門機関であるILO（国際労働機関）においても使用されているフレーズです。

また **Work** の**k**の文字は、安全確認のための指差呼称をする人物を模したものとしています。

背景のマークは「未来への架け橋」と虹をイメージしてデザインしたものであり、配色については、安全旗の「緑十字」や、大分県のイメージの一部である「かぼす」、「山」、「森」等を踏まえ、緑色としています。

本ロゴマークは、労働災害防止活動の推進、事業場内外の安全意識の高揚等を目的とする場合に**自由にご活用いただけます**。

ロゴマークのダウンロードは大分労働局HPから

セーフワーク 大分





全国安全週間

令和5年7月1日～7日
準備期間 | 6月1日～30日



高める意識と安全行動 築こうみんなのゼロ災職場

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で96回目を迎えます。

それぞれの事業場における労使が協調した労働災害防止対策の展開によって、大分県の労働災害は長期的には減少しているものの、近年の増加傾向に歯止めがかからない状況となっています。

労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全に働くことができる職場環境を築くため、本年3月に策定した第14次労働災害防止計画に基づく施策の着実な推進について、労使一丸となった取組をお願いいたします。

準備期間中及び全国安全週間に実施する事項

- 1 安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
- 2 安全パトロールによる職場の総点検の実施
- 3 安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
- 4 労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族への協力の呼びかけ
- 5 緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
- 6 「安全の日」の設定の他、準備期間及び全国安全週間にふさわしい行事の実施

継続的に実施する事項

- 1 安全衛生活動の推進
 - ア 安全衛生管理体制の確立
 - ・ 年間を通じた安全衛生計画の策定、安全衛生規程及び安全作業マニュアルの整備
 - ・ 経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任
 - ・ 安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化
 - ・ 労働安全衛生マネジメントシステムの導入等によるPDCAサイクルの確立
 - イ 安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等
 - ・ 経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施、特に、雇入れ時教育の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施
 - ・ 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足

- ・ 災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実
- ・ 労働者の安全作業マニュアルの遵守状況の確認

ウ 自主的な安全衛生活動の促進

- ・ 発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底
- ・ 職場巡視、4 S 活動(整理、整頓、清掃、清潔)、K Y (危険予知)活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化

エ リスクアセスメントの実施

- ・ リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善
- ・ SDS (安全データシート) 等により把握した危険有害性情報に基づく化学物質のリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の推進

14ページ

オ その他の取組

- ・ 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承
- ・ 外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の向上
- ・ 「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく、安全衛生に配慮したテレワークの実施

2 業種の特性に応じた労働災害防止対策

ア 小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策

- ・ 全社的な労働災害の発生状況の把握、分析
- ・ 経営トップが先頭に立つて行う安全衛生方針の作成、周知
- ・ 職場巡視、4 S 活動(整理、整頓、清掃、清潔)、K Y (危険予知)活動、ヒヤリ・ハット事例の

共有等の日常的な安全活動の充実・活性化

- ・安全衛生担当者の配置、安全意識の啓発
- ・パート・アルバイトの労働者への安全衛生教育の徹底

イ 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策

- ・荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用
- ・積み卸しに配慮した積付け等による荷崩れ防止対策の実施
- ・歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策の実施
- ・トラックの逸走防止措置の実施
- ・トラック後退時の後方確認、立入制限の実施

16、17 ページ

ウ 建設業における労働災害防止対策

(ア) 一般的事項

- ・足場等からの墜落・転落防止対策の実施、手すり先行工法の積極的な採用、フルハーネス型墜落制止用器具の適切な使用
- ・職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施
- ・元方事業者による統括安全衛生管理、関係請負人に対する指導の実施
- ・建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保
- ・輻輳工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施
- ・一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置

20、21 ページ

(イ) 自然災害からの復旧・復興工事における労働災害防止対策

エ 製造業における労働災害防止対策

- ・機械の危険部分への覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ等防止対策の実施
- ・機能安全を活用した機械設備安全対策の推進
- ・作業停止権限等の十分な権限を安全担当者に付与する等の安全管理の実施
- ・高経年施設・設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修等の実施
- ・製造業安全対策官民協議会で開発された、多くの事業場で適応できる「リスクアセスメントの共通化手法」の活用等による、自主的なリスクアセスメントの実施

オ 林業の労働災害防止対策

- ・チェーンソーを用いた伐木及び造材作業における保護具、保護衣等の着用並びに適切な作業方法の実施
- ・木材伐出機械等を使用する作業における安全の確保

③ 業種横断的な労働災害防止対策

ア 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策

- ・作業通路における段差等の解消、通路等の凍結防止措置の推進
- ・照度の確保、手すりや滑り止めの設置
- ・「転倒等リスク評価セルフチェック票」を活用した転倒リスクの可視化
- ・運動プログラムの導入及び労働者のスポーツの習慣化の推進
- ・中高年齢女性を対象とした骨粗しょう症健診の受診勧奨
- ・「職場における腰痛予防対策指針」に基づく措置の実施

14 ページ

イ 高年齢労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策

- ・「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく措置の実施
- ・母国語教材や視聴覚教材の活用等、外国人労働者に理解できる方法による安全衛生教育の実施
- ・派遣労働者、関係請負人を含めた安全管理の徹底や安全活動の活性化

15 ページ

19 ページ

ウ 交通労働災害防止対策

- ・適正な労働時間管理、走行計画の作成等の走行管理の実施
- ・飲酒による運転への影響や睡眠時間の確保等に関する安全衛生教育の実施
- ・災害事例、交通安全情報マップ等を活用した交通安全意識の啓発
- ・飲酒、疲労、疾病、睡眠、体調不良の有無等を確認する乗務開始前の点呼の実施

エ 熱中症予防対策（STOP！熱中症クールワークキャンペーン）

- ・暑さ指数（WBGT）の把握とその値に応じた熱中症予防対策の実施
- ・作業を管理する者及び労働者に対する教育の実施
- ・事業場における熱中症予防に係る責任体制の確立、発症時・緊急時の措置の確認、周知

22、23 ページ

オ 業務請負等他者に作業を行わせる場合の対策

- ・安全衛生経費の確保等、請負人等が安全で衛生的な作業を遂行するための配慮
- ・その他請負人等が上記①アから③エに掲げる事項を円滑に実施するための配慮

全国安全週間説明会を開催します

第 96 回目となる全国安全週間（7月1日～7日）を迎えるに当たり、県内の各監督署と労働基準協会各支部は、準備期間中の6月に、下記のとおり説明会を開催します。

各説明会では、全国安全週間実施要綱に加え、労働災害発生状況や第14次労働災害防止計画のポイントなどについて説明します。

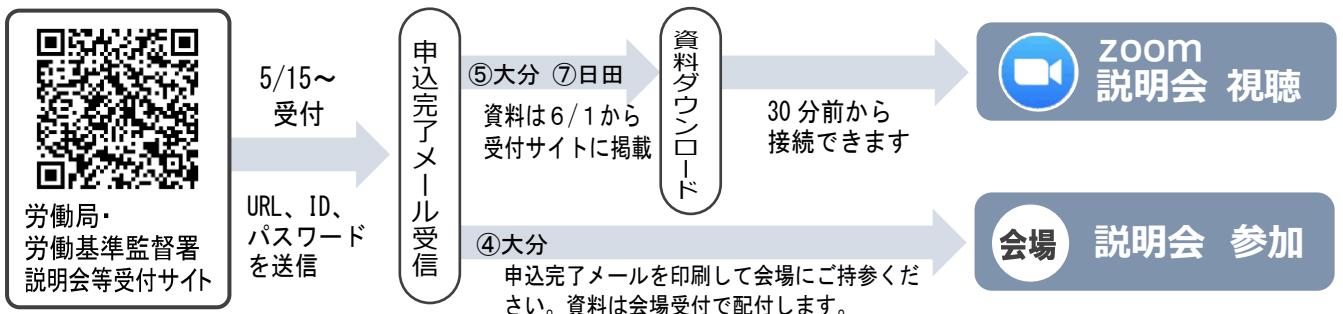
事業主又は安全担当者の皆様におかれましては、管轄監督署の説明会開催方法を確認の上、参加いただきますようお願いいたします。



説明会の開催日時

監督署 協会支部	No.	月日(曜)	時間	場所又は開催方法	申込	対象地域
佐伯	①	6月 8日(木)	14時～16時	津久見市民会館	不要	佐伯市、臼杵市、津久見市
	②	6月 9日(金)	14時～16時	弥生地区公民館		
豊後大野	③	6月 9日(金)	14時～16時	エイトピアおおの小ホール	不要	竹田市、豊後大野市
大分	④	6月 14日(水)	14時～15時30分	ビーコンプラザ中会議室 定員は申込先着 200名	受付サイトから申込要 6月9日〆切	大分市、別府市、杵築市、由布市、国東市、日出町、姫島村
	⑤	6月 15日(木)	14時～15時30分	オンライン 定員 500名		
中津	⑥	6月 16日(金)	10時30分～12時 対象 製造業・運輸交通業 13時30分～15時 対象 上記以外の業種	宇佐文化会館 小ホール	不要	中津市、豊後高田市、宇佐市
日田	⑦	6月 19日(月)	14時～15時30分	オンライン 定員 500名	受付サイトから申込要 6月16日〆切	日田市、玖珠町、九重町

受付サイトを利用する説明会（④⑤大分、⑦日田）の当日までの流れ



- オンライン説明会⑤⑦は、Web 会議サービス Zoom（ズーム）を使用します。Zoom の視聴にはインターネット環境が必要です。視聴に使用する端末に Zoom アプリをインストールすることをお勧めします。
- 大分署開催の説明会は「④会場」又は「⑤オンライン」のいずれかを選択して参加してください。どちらも受付サイトからの申込みが必要です。なお、6月14日開催「④会場」の定員は申込先着 200名です。

その他の会場説明会（①②佐伯、③豊後大野、⑥中津）の留意事項

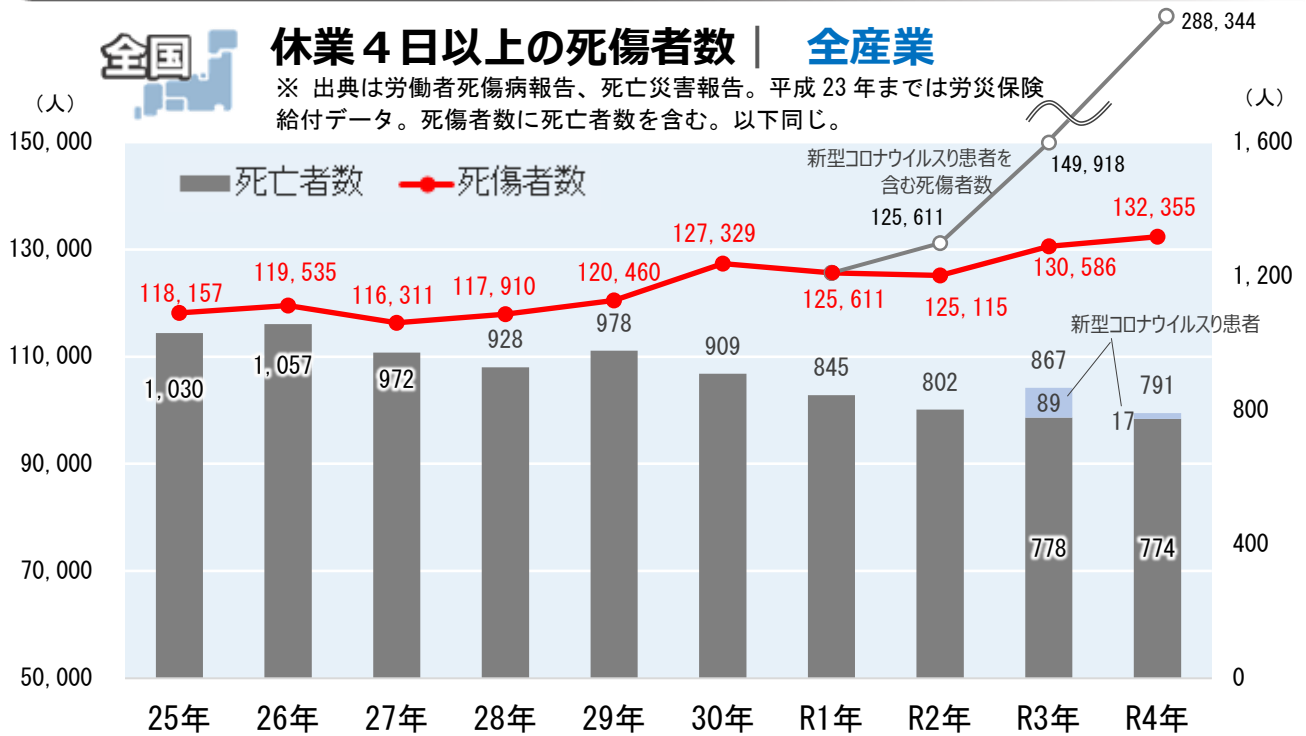
- 事前の申込みは不要です。当日は5月中旬に送付するハガキを会場にご持参ください。
- 資料は、会場受付でハガキと引き換えに配付します。

労働災害発生状況

全国

休業4日以上之死傷者数 | 全産業

※ 出典は労働者死傷病報告、死亡災害報告。平成23年までは労災保険給付データ。死傷者数に死亡者数を含む。以下同じ。



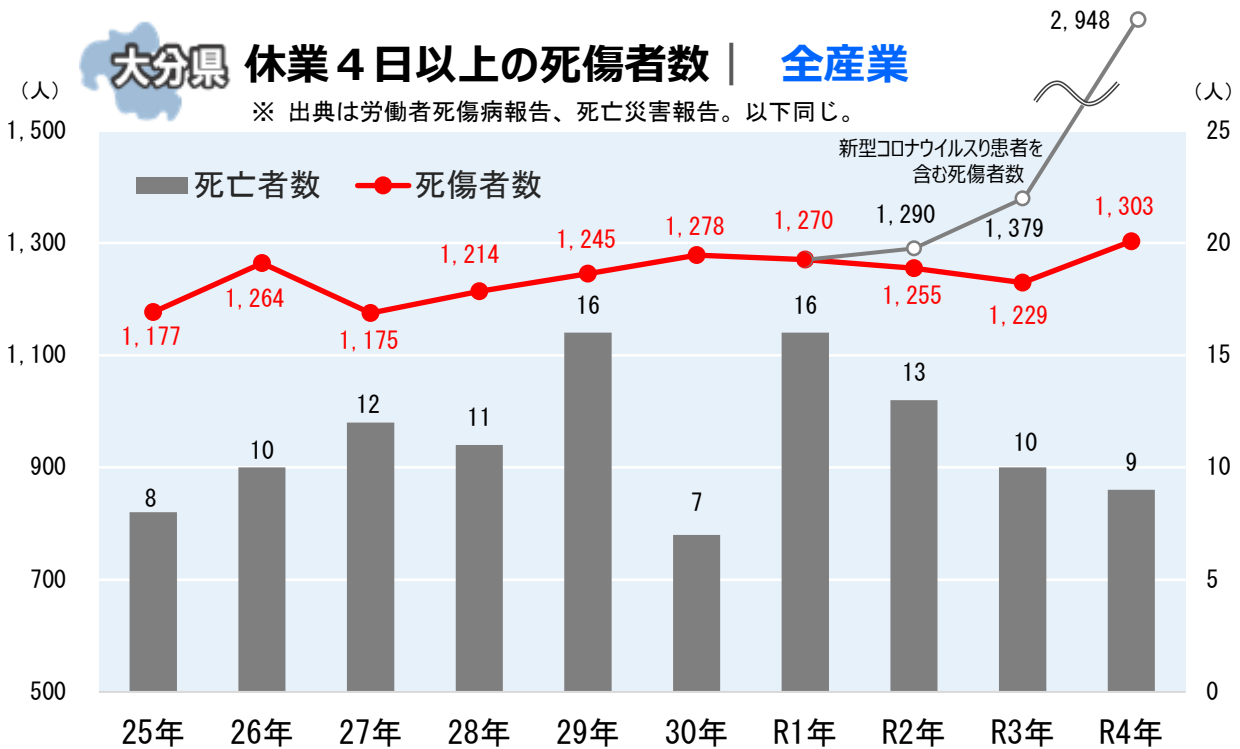
☞ 令和4年の死亡者数は791人で、過去最少となりました。

☞ 令和4年の死傷者数（新型コロナウイルススリ患者除く）は、前年から1.4%増加し、平成19年以降で最多の132,355人となりました。新型コロナウイルス感染症のり患者は155,989人で、これを合わせた死傷者数は288,344人となりました。

大分県

休業4日以上之死傷者数 | 全産業

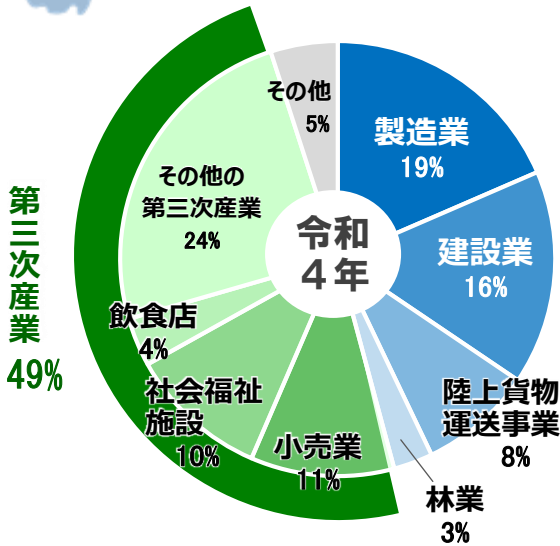
※ 出典は労働者死傷病報告、死亡災害報告。以下同じ。



☞ 令和4年の死亡者数は9人でした。

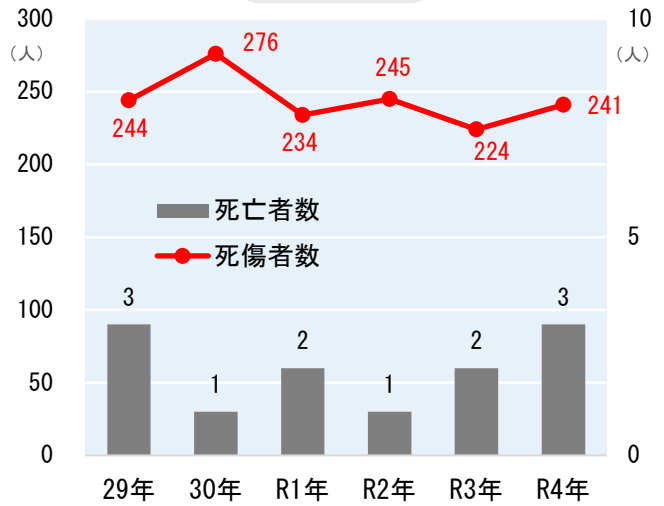
業種別内訳では、製造業3人、建設業3人、林業2人、陸上貨物運送事業1人でした。

☞ 令和4年の死傷者数（新型コロナウイルススリ患者除く）は、前年から6.0%増加し、過去10年で最多となりました。新型コロナウイルススリ患者は、1,645人で、前年の150人から大幅に増加しました。



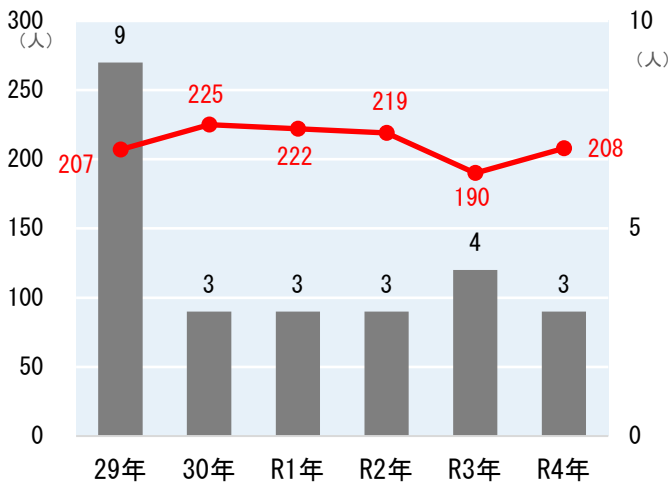
☞第三次産業の労働災害が49%を占めています。

製造業



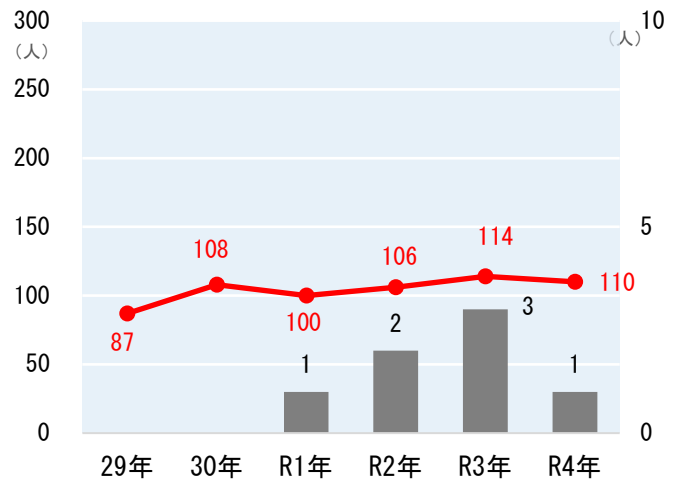
☞死亡災害は3件発生しました。
☞死傷者数は増減を繰り返しています。

建設業



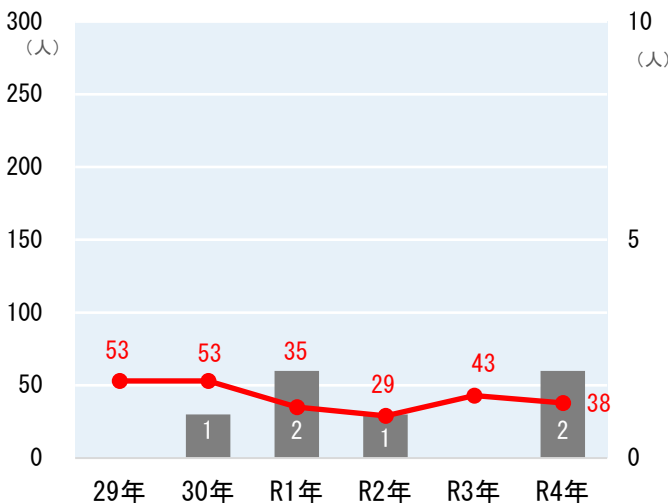
☞死亡災害は3件発生しました。
☞死傷者数は減少傾向にありません。

陸上貨物運送事業



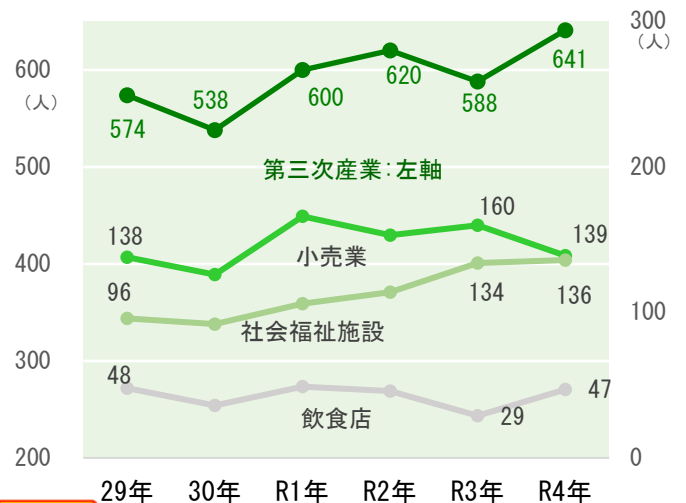
ココがPoint! ☞死亡災害が4年連続で発生しました。
☞死傷者数は5年連続で100人以上でした。

林業



☞死亡災害が2件発生しました。
☞死傷者数は5年間で28%減少しています。

第三次産業 | 死傷者数



ココがPoint! ☞第三次産業の死傷者数は、5年間で19%増加しています。とくに、社会福祉施設が増加を続けています。

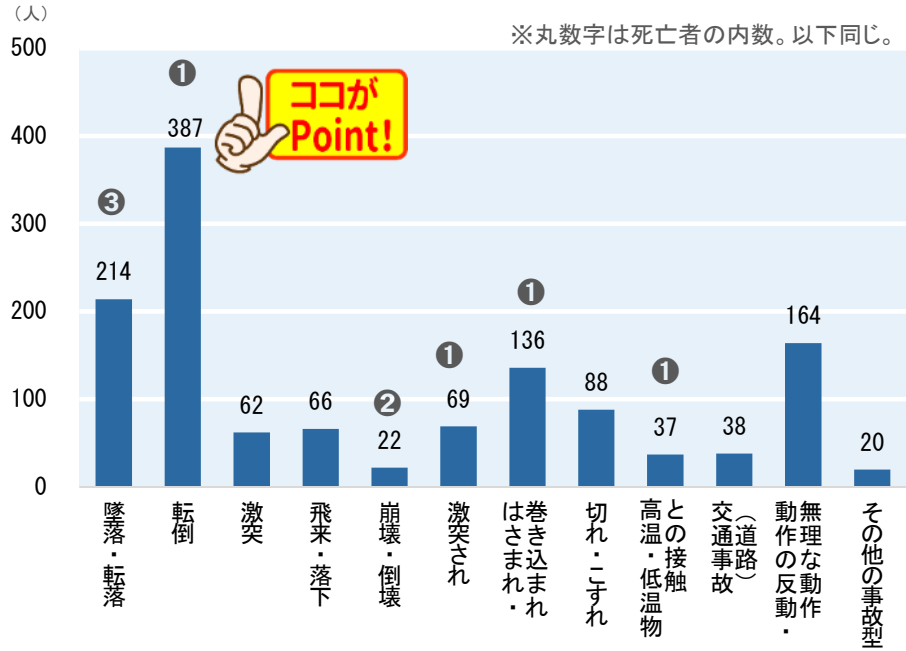
業種	令和4年		令和3年		死傷者増減数	死傷者前年比
	死亡者	死傷者	死亡者	死傷者		
1 食料品製造業		44		44	0	100.0%
2 繊維工業		0		1	▲1	0.0%
3 衣服その他の繊維製品製造業		3		0	3	
4 木材・木製品製造業		25		29	▲4	86.2%
5 家具・装備品製造業		5		6	▲1	83.3%
6 パルプ・紙・紙加工品製造業		2		3	▲1	66.7%
7 印刷・製本業		0		1	▲1	0.0%
8 化学工業		16	1	14	2	114.3%
9 窯業土石製品製造業		18		19	▲1	94.7%
10 鉄鋼業	1	5		1	4	500.0%
11 非鉄金属製造業		0		1	▲1	0.0%
12 金属製品製造業		27		22	5	122.7%
13 一般機械器具製造業	1	10		15	▲5	66.7%
14 電気機械器具製造業		7		9	▲2	77.8%
15 輸送用機械等製造業		52		35	17	148.6%
16 電気・ガス・水道業		4		1	3	400.0%
17 その他の製造業	1	23	1	23	0	100.0%
1 製造業 ☆	3	241	2	224	17	107.6%
2 鉱業		0		2	▲2	0.0%
1 土木工事業		71	1	67	4	106.0%
2 建築工事業	2	85	2	90	▲5	94.4%
3 その他の建設業	1	52	1	33	19	157.6%
3 建設業 ☆	3	208	4	190	18	109.5%
1 鉄道・軌道・水運・航空業		1		1	0	100.0%
2 道路旅客運送業		8		13	▲5	61.5%
3 道路貨物運送業 ☆	1	108	3	112	▲4	96.4%
4 運輸交通業	1	118	3	126	▲8	93.7%
1 陸上貨物取扱業 ☆		2		2	0	100.0%
2 港湾運送業		5		3	2	166.7%
5 貨物取扱業		7		5	2	140.0%

業種	令和4年		令和3年		死傷者増減数	死傷者前年比
	死亡者	死傷者	死亡者	死傷者		
1 農業		34		27	7	125.9%
2 林業	2	38		43	▲5	88.4%
6 農林業	2	72		70	2	102.9%
1 畜産業		12		19	▲7	63.2%
2 水産業		4		5	▲1	80.0%
7 畜産・水産業		16		24	▲8	66.7%
1 卸売業		28		17	11	164.7%
2 小売業 ☆		139		160	▲21	86.9%
3 理美容業		3		0	3	
4 その他の商業		12		9	3	133.3%
8 商業		182		186	▲4	97.8%
9 金融・広告業		6		5	1	120.0%
10 映画・演劇業		0		1	▲1	0.0%
11 通信業		9		18	▲9	50.0%
12 教育・研究業		13		9	4	144.4%
1 医療保健業		61		66	▲5	92.4%
2 社会福祉施設 ☆		136		134	2	101.5%
3 その他の保健衛生業		1		1	0	100.0%
13 保健衛生業		198		201	▲3	98.5%
1 旅館業		34		32	2	106.3%
2 飲食店 ☆		47		29	18	162.1%
3 その他の接客娯楽業		22		20	2	110.0%
14 接客娯楽業		103		81	22	127.2%
15 清掃・と畜業		84		59	25	142.4%
16 官公署		1		0	1	
17 その他の事業		45	1	28	17	160.7%
第三次産業合計		641	1	588	+53	109.0%
合計	9	1,303	10	1,229	+74	106.0%

※死亡者数は、死傷者数の内数。 ※☆は13次防の重点対象業種。同重点対象業種のうち「陸上貨物運送事業」は4-3と5-1の合計 ※「第三次産業」は8号～17号の合計。

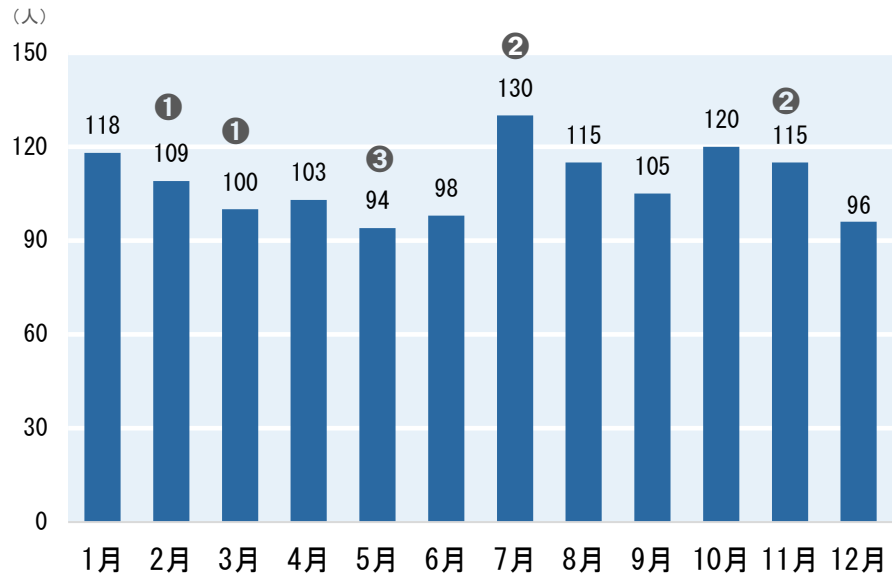
事故の型別

- 13年連続で「転倒」が最多となっています。
令和4年の「転倒」の割合は29.7%となっています。
- 「墜落、転落」「崩壊、倒壊」で複数の死亡災害が発生しています。
- 「動作の反動、無理な動作」には腰痛などが含まれています。



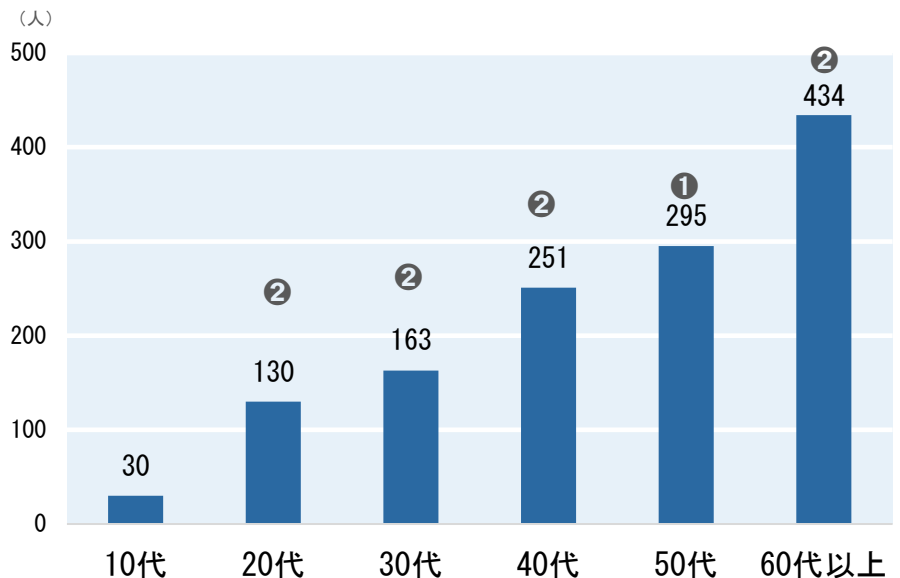
発生月別

- 7月に最も多く発生しています。次いで10月、1月の順に多くなっています。
- 死亡災害は5月が最も多く、3件発生しています。



被災者年齢別

- 年代が高くなるにつれて死傷者が増えています。50代以上で全体の56%となっています。
- 死亡者は20代以上の全ての年代で発生しています。



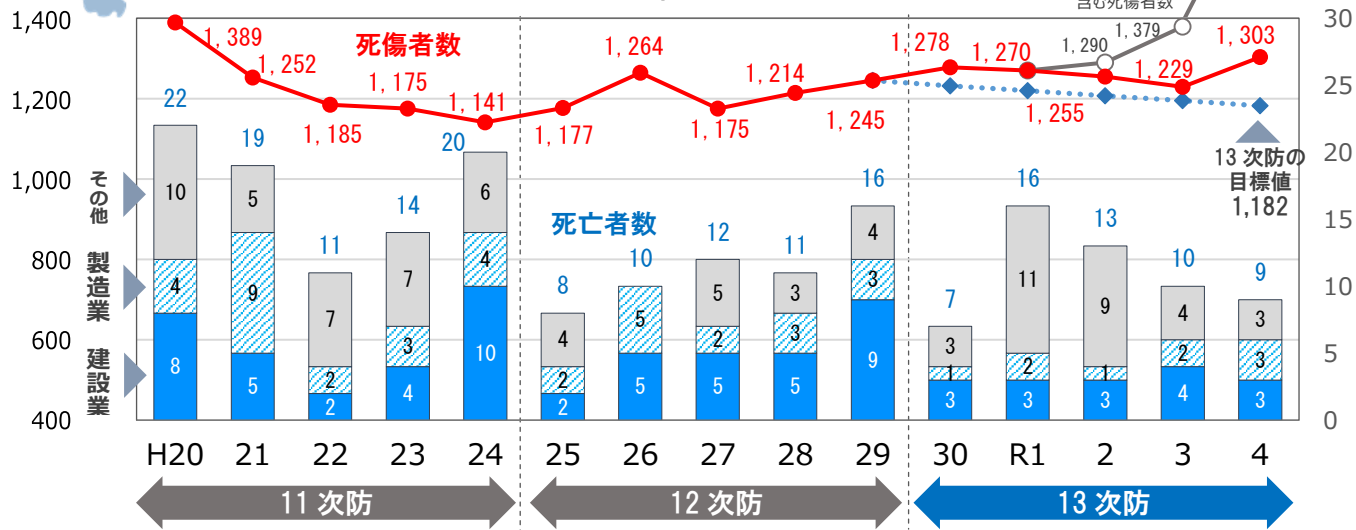
大分県 死亡災害発生状況 | 令和4年

No.	発生月	性別	職種	災害発生状況
	時間帯	年齢	経歴	
	業種	事故の型		
		起因物		
1	2月	男	作業員	山林内で伐採作業中、立木（高さ約30m、胸高直径約30cm）を伐倒したところ、伐倒方向にあったかかり木（長さ約30m、胸高直径約40cm）が跳ねて、激突したものの。
	9時台	20代	3か月	
	林業	激突され 立木等		
2	3月	男	作業員	フォークリフトで原木の荷降ろし作業中、方向転換のため後進したところ、地面の段差でバランスを崩して転倒してフォークリフトの下敷きになったもの。
	15時台	30代	1か月	
	林業	転倒 フォークリフト		
3	5月	男	作業員	ベルトコンベヤーのエンドプリー部にあるベルトのゴム製クリーナーを交換する準備作業中、エンドプリー部のベルトとホッパーの鋼製囲いとの間に挟まれたもの。
	4時台	30代	15年	
	鉄鋼業	はさまれ、巻き込まれ コンベヤー		
4	5月	男	解体工	解体工事現場において、2Fの庇（高さ5m、幅50cm）の上で作業中、壁のレンガが崩壊したため、当該レンガとともに5m下の歩道に墜落したもの。
	16時台	50代	10年	
	その他の建設業	崩壊、倒壊 建築物、構築物		
5	5月	男	運転手	荷主先において、トラックに積まれた木材のベルト掛け作業を行っていたところ、ビニールシートに足を引っ掛け地面に墜落したものの。
	11時台	40代	8年	
	道路貨物運送業	墜落、転落 トラック		
6	7月	男	作業員	屋根の補修作業中、スレートを踏み抜き、高さ約5メートルから地面に墜落したものの。
	13時台	60代	40年	
	建築工事業	墜落、転落 屋根、はり、もや、けた、合掌		
7	7月	男	作業員	クリーニング工場における寝具の仕分け作業終業後、工場内の通路に倒れているところを発見され、同日、熱中症により死亡したものの。
	17時台	40代	2か月	
	その他の製造業	高温、低温の物との接触 高温、低温環境		
8	11月	男	作業員	横フライス盤で鋼板（縦1.5m、横2.5m、厚さ3cm、重さ約880kg）を加工するため、鋼板を横移動させる作業を行っていたところ、鋼板が被災者に向かって倒れ、横フライス盤本体との間に挟まれたもの。
	8時台	20代	40か月	
	一般機械器具製造業	崩壊、倒壊 金属材料		
9	11月	男	作業員	住宅の塗装工事現場において、屋根上の確認作業を行っていた被災者が地面に横たわっているところを事業者が発見されたもの。
	8時台	60代	25年	
	建築工事業	墜落、転落 屋根、はり、もや、けた、合掌		

第13次労働災害防止計画の結果

第13次労働災害防止計画（以下「13次防」という。）は、平成30年度から令和4年度までの5年間に、建設業、製造業、陸上貨物運送事業などの重点業種を定め、「死亡災害を15%以上減少させる」「死傷災害を5%以上減少させる」などの目標を掲げて取り組みました。その結果は次のとおりです。

大分県 休業4日以上死傷者数の推移 | 全産業



死亡者数	86人	57人	▼33.7%	55人	▼36.0%	▼3.5%
建設業	29人	26人	▼10.3%	16人	▼44.8%	▼38.4%
製造業	22人	15人	▼31.8%	9人	▼59.1%	▼40.0%
死傷者数	6,142人	6,075人	▼1.1%	6,335人	▲3.1%	▲4.3%

※▼▲は11次防比較、▼▲は12次防比較

13次防の目標値と達成状況

	数値目標	達成状況
死亡災害	全業種について、12次防期間中の総数57人より 15%以上減少 させ48人以下とする。	✕ 死亡者は55人となり3.5%減少した。
	建設業について、12次防期間中の総数26人より 15%以上減少 させ22人以下とする。	達成 死亡者は16人となり38.4%減少した。
	製造業について、12次防期間中の総数15人より 15%以上減少 させ12人以下とする。	達成 死亡者は9人となり40.0%減少した。
死傷災害	令和4年の全業種の死傷者数を平成29年(1,245人)より 5%以上減少 させ、1,182人以下とする。	✕ 死傷者は1,303人となり4.7%増加した。
健康確保対策	令和4年度までに メンタルヘルス対策 に取り組んでいる(労働者30人以上)事業場の割合を 80%以上 とする。	達成 メンタルヘルス対策に取り組む30人以上の事業場は82.9%となった。

13次防のまとめ

- 建設業及び製造業の死亡者数は大きく減少したが、全業種における死亡者数の減少幅は小さかった。
- 死傷者数は、平成29年以降、目標値を下回ることなく、大幅な減少は見られなかった。
- 全死傷者数に対し、中小規模事業場や第三次産業の発生割合が高いこと、60歳以上の高年齢労働者の割合が増加傾向にあること、特に50歳以上の女性において転倒等の作業行動に伴う災害が50.3%を占めること等の特徴が認められた。



- ① 転倒災害防止対策、② 高年齢労働者に配慮した職場環境の整備、③ 中小事業者や第三次産業を中心に自発的な取組を促す環境整備が必要



第14次労働災害防止計画

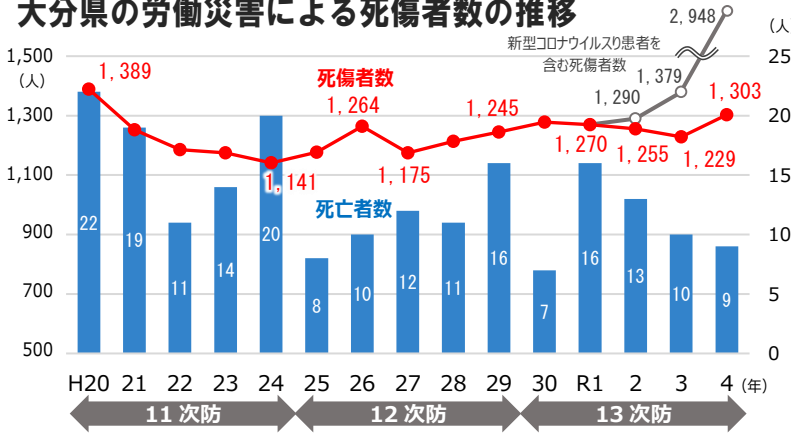
第14次労働災害防止計画

大分労働局

- POINT 1 国の「第14次労働災害防止計画」を踏まえ、大分労働局が県内の労働災害等を減少させるため、事業者等が重点的に取り組むことを定めた中期計画です。略して「14次防」と呼んでいます。
- POINT 2 14次防の計画期間は令和5年度から令和9年度までの5年間です。
- POINT 3 8つの重点事項を掲げて事業者等の具体的取組事項を定めています。
- POINT 4 重点事項ごとにアウトプット指標とアウトカム指標を定め、毎年これらの指標を用いて14次防の実施状況の確認と評価を行い、必要に応じて計画を見直します。
- POINT 5 アウトプット指標の達成状況の確認のため14次防取組状況点検票の作成・提出にご協力をお願いします。



大分県の労働災害による死傷者数の推移



アウトプット指標

重点事項（下記参照）に係る取組の進捗状況を確認する指標のこと

アウトカム指標

アウトプット指標が達成されたときに期待される効果のこと

②③④⑥⑦⑧のアウトカム指標の達成を目指した場合に期待される結果

死亡者数 13次防比較で10%以上減少
死傷者数 令和4年比較で減少

8つの重点事項の具体的取組（抜粋） ※取組事項の詳細は、上記の二次元バーコードからご確認ください。



① 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発

- 大分労働局は、安全衛生対策に取り組む事業者が社会的に評価される環境づくりに取り組む。
- 事業者は、A I やウェアラブル端末等のデジタル新技術を活用した効率的・効果的な安全衛生活動の推進及び危険有害な作業の遠隔管理、遠隔操作、無人化等による作業の安全化を推進する。

② 労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

- 事業者は、加齢による骨密度の低下が顕著な中高年齢の女性を中心とした転倒災害対策を進める。
- 大分労働局は、介護職員の負担軽減のためのノーリフトケアや介護機器の導入等の腰痛予防対策の普及を図る。

アウトプット指標	アウトカム指標
<ul style="list-style-type: none"> ● 転倒災害対策（ハード・ソフト両面から）に取り組む事業場の割合を令和9年までに50%以上とする。 ● 卸売業・小売業、医療・福祉の事業場における正社員以外の労働者への安全衛生教育の実施率を令和9年までに80%以上とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 転倒の年齢層別死傷者数を令和4年と比較して令和9年までに男女とも減少させる。 ● 転倒による平均休業見込日数を令和9年までに40日以下とする。
<ul style="list-style-type: none"> ● 介護・看護作業において、ノーリフトケアを導入している事業場の割合を令和5年と比較して令和9年までに増加させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 社会福祉施設における腰痛の死傷者数を令和4年と比較して令和9年までに減少させる。

③ 高齢労働者の労働災害防止対策の推進

- 事業者は、「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（エイジフレンドリーガイドライン）に基づき、高齢労働者の就労状況等を踏まえた安全衛生管理体制の確立、職場環境の改善等の取組を進める。

アウトプット指標	アウトカム指標
<ul style="list-style-type: none"> ● エイジフレンドリーガイドラインに基づく高齢労働者の安全衛生確保の取組（安全衛生管理体制の確立、職場環境の改善等）を実施する事業場の割合を令和9年までに50%以上とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 60歳以上の死傷者数を令和4年と比較して令和9年までに男女とも減少させる。

④ 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

- 事業者は、外国人労働者に対し、安全衛生教育マニュアルを活用する等による教育や健康管理に取り組む。

アウトプット指標	アウトカム指標
<ul style="list-style-type: none"> ● 母国語に翻訳された教材や視聴覚教材を用いる等、外国人労働者に分かりやすい方法で労働災害防止の教育を行っている事業場の割合を令和9年までに50%以上とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 外国人労働者の死傷者数を令和4年と比較して令和9年までに減少させる。

⑤ 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進

- 大分労働局は、安衛法第 22 条（有害物質による健康障害の防止義務）に関連して、請負人や同じ場所で作業を行う労働者以外に対しても労働者と同等の保護措置を講ずることを事業者に義務付ける改正省令が令和 5 年 4 月に施行されたことから、当該省令の内容について周知を行う。



⑥ 業種別の労働災害防止対策の推進

- 陸上貨物運送事業・・・事業者は、「荷役作業における安全対策ガイドライン」に基づく対策に取り組む。
- 建設業・・・事業者は、高所からの墜落・転落防止対策を確実に実施するとともに、リスクアセスメントに取り組む。
- 製造業・・・事業者は、「崩壊、倒壊」「はさまれ、巻き込まれ」対策を実施するとともに、リスクアセスメントに取り組む。
- 林業・・・事業者は、安全な伐倒方法やかかり木処理の方法、保護具の着用、緊急時における連絡体制の整備・周知、通信機器の配備、教育訓練等の安全対策に取り組む。

アウトプット指標	アウトカム指標
<ul style="list-style-type: none"> ●「陸上貨物運送事業における荷役作業における安全対策ガイドライン」に基づく措置を実施する陸上貨物運送事業等の事業場（荷主となる事業場含む）の割合を令和 9 年までに 45%以上とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ●陸上貨物運送事業における死傷者数を令和 4 年と比較して令和 9 年までに 5%以上減少させる。
<ul style="list-style-type: none"> ●墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む建設業の事業場の割合を令和 9 年までに 85%以上とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ●建設業における死亡者数を 13 次防期間と比較して、15%以上減少させる。
<ul style="list-style-type: none"> ●「崩壊、倒壊」及び機械による「はさまれ、巻き込まれ」防止対策に取り組む製造業の事業場の割合を令和 9 年までに 60%以上とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ●製造業における「崩壊、倒壊」による死亡者数を 13 次防期間と比較して、減少させる。 ●製造業における機械による「はさまれ、巻き込まれ」による死傷者数を令和 4 年と比較して令和 9 年までに 5%以上減少させる。
<ul style="list-style-type: none"> ●「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく措置を実施する林業の事業場の割合を令和 9 年までに 50%以上とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ●林業における死亡者数を 13 次防期間と比較して、15%以上減少させる。



⑦ 労働者の健康確保対策の推進

- 事業者は、ストレスチェックの実施にとどまらず、その結果を基に集団分析を行い、分析結果を活用した職場環境の改善を行うことでメンタル不調の予防を強化する。

アウトプット指標	アウトカム指標
<ul style="list-style-type: none"> ●年次有給休暇の取得率を令和 7 年までに 70%以上とする。 ●勤務間インターバル制度を導入している企業の割合を令和 7 年までに 15%以上とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ●週労働時間 40 時間以上である雇用者のうち、週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合を令和 7 年までに 5%以下とする。
<ul style="list-style-type: none"> ●メンタルヘルス対策に取り組む事業者の割合を令和 9 年までに 80%以上とする。 ●使用する労働者 50 人未満の小規模事業場におけるストレスチェックの実施の割合を令和 9 年までに 50%以上とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ●自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み、又はストレスがあるとする労働者の割合を令和 9 年までに 50%未満とする。
<ul style="list-style-type: none"> ●各事業場において必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を令和 9 年までに 80%以上とする。 	—

⑧ 化学物質等による健康障害防止対策の推進

- 事業者は、SDS に基づくリスクアセスメントの実施及びその結果に基づく自律的なばく露低減措置を実施する。
- 事業者は、熱中症予防のため、暑さ指数の把握とその値に応じた熱中症予防対策を適切に実施する。

アウトプット指標	アウトカム指標
<ul style="list-style-type: none"> ●安衛法第 57 条及び第 57 条の 2 に基づくラベル表示・SDS の交付の義務対象となっていないが、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、ラベル表示・SDS の交付を行っている事業場の割合を令和 7 年までにそれぞれ 80%以上とする。 ●安衛法第 57 条の 3 に基づくリスクアセスメントの実施の義務対象となっていないが、危険性及び有害性が把握されている化学物質について、リスクアセスメントを行っている事業場の割合を令和 7 年までに 80%以上とするとともに、リスクアセスメント結果に基づいて、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を実施している事業場の割合を令和 9 年までに 80%以上とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ●化学物質の性状に関連の強い死傷災害（有害物等との接触、爆発又は火災によるもの）の件数を 13 次防期間と比較して 5%以上減少させる。 <div style="text-align: center;"> </div>
<ul style="list-style-type: none"> ●熱中症災害防止のために暑さ指数を把握し活用している事業場の割合を令和 5 年と比較して令和 9 年までに増加させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ●熱中症による死亡者数を 13 次防期間と比較して、減少させる。

「14 次防取組状況点検票」の記入と提出について（協力依頼）

大分労働局 14 次防



各指標の達成状況の把握を通じて事業場の安全衛生管理の自主的な改善を図るため、「14 次防取組状況点検票」の提出にご協力をお願いします。

大分労働局 HP に掲載の点検票ファイルに必要事項を記入の上、事業場を管轄する監督署あてに、電子メールで送信する、郵送する、窓口へ持参する等により提出をお願いします。



点検票の Word ファイルとメールアドレスはこちらから

転倒災害を防止せよ



すべらない ころばない 大分県

大分労働局 労働基準部 健康安全課

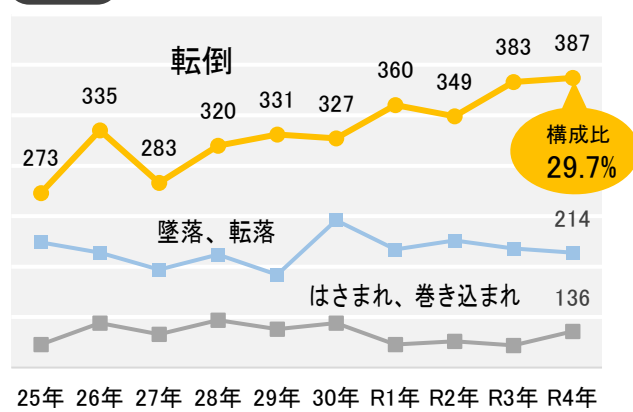
大分県では、労働災害のうち、転倒災害が29.7%を占めています 令和4年

厚生労働省などでは、平成27年から転倒災害防止に取り組んできましたが、大分県では、依然として、転倒災害の増加傾向に歯止めがかからず、休業4日以上労働災害の中で転倒災害が全体の29.7%を占め、最も多くなっています。

令和5年度から始まった第14次労働災害防止計画においても、転倒災害を労働者の作業行動に起因する労働災害として位置づけ、災害件数の減少を目指すとしています。

本ページでは、大分県における転倒災害の特徴と効果的な転倒災害防止対策を解説します。

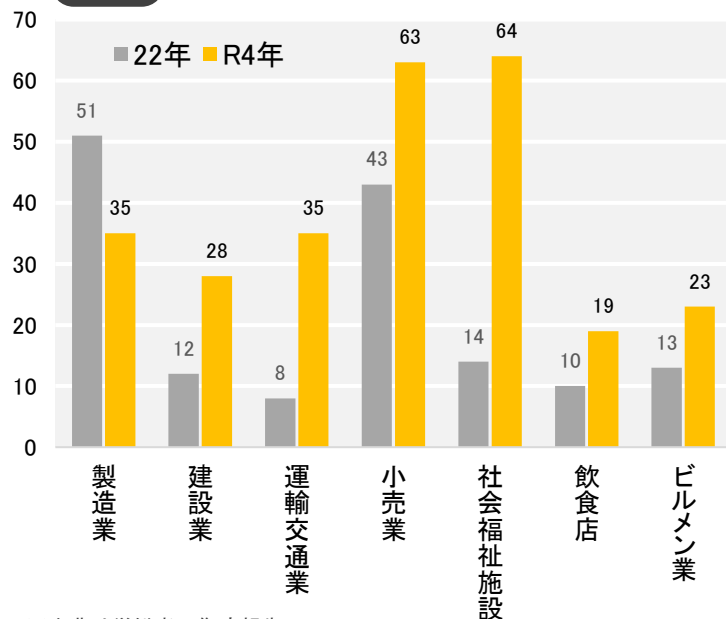
大分県 事故の型別労働災害の推移 | 全産業



25年 26年 27年 28年 29年 30年 R1年 R2年 R3年 R4年
※出典は労働者死傷病報告

転倒災害の約7割は、第三次産業の職場で発生しています

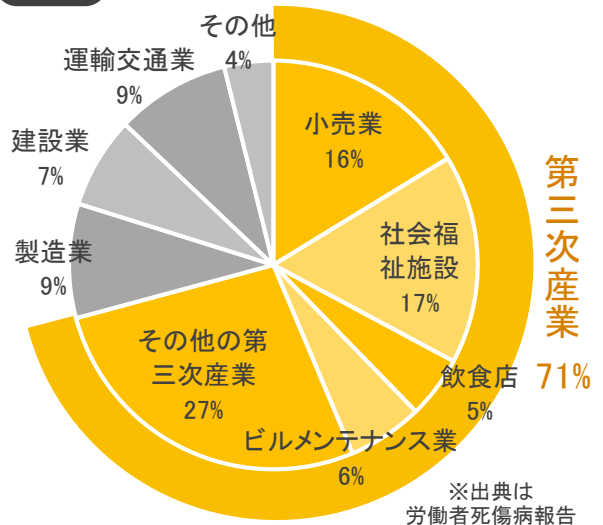
大分県 転倒災害の業種別発生状況



※出典は労働者死傷病報告

- ☞ 転倒災害は、平成22年と比較すると、製造業以外の主要産業で増加しています。
- ☞ 転倒災害のうち、71%が第三次産業の職場で発生しています。
- ☞ 平成22年との比較においても、第三次産業の増加率が高くなっています。
- ☞ 転倒災害の起因物は、「通路」が最も多く、45%を占めています。

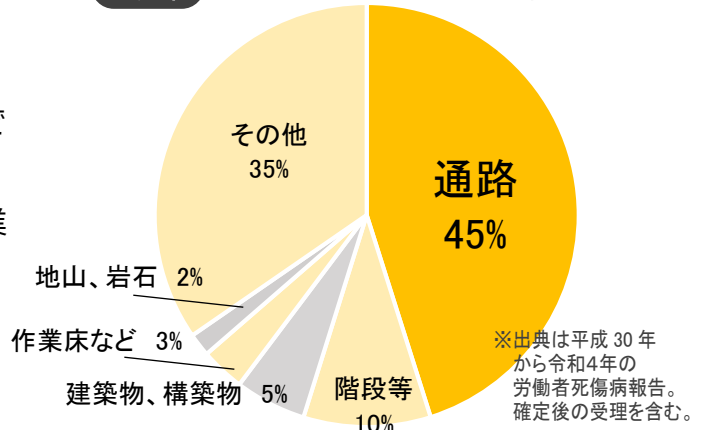
大分県 転倒災害の業種別発生割合 | 令和4年



※出典は労働者死傷病報告

転倒災害の起因物の半数は「通路」です

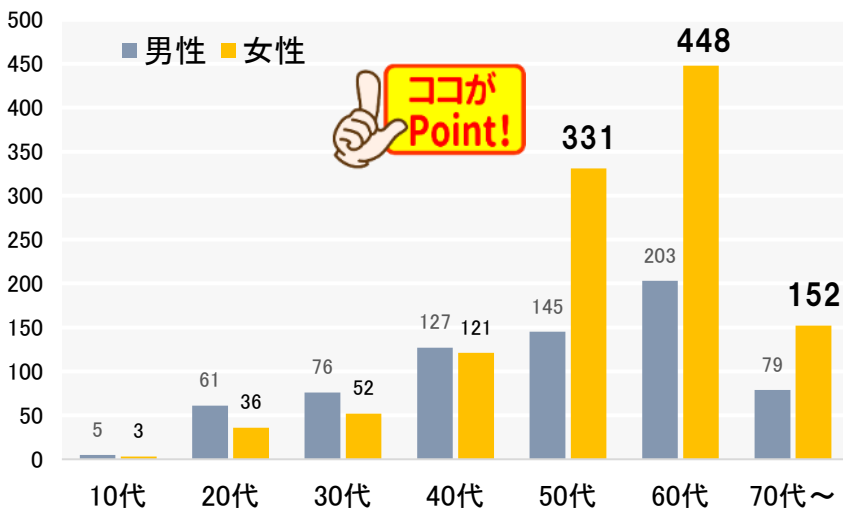
大分県 転倒災害の起因物別割合 | 過去5年



※出典は平成30年から令和4年の労働者死傷病報告。確定後の受理を含む。

転倒災害の50%は、50歳以上の女性が被災しています

(人) 大分県 転倒災害の年代別・男女別発生状況 | 過去5年



※出典は平成30年から令和4年の労働者死傷病報告。確定後の受理を含む。

☞ 5年間の男女別発生件数は、男性：696 女性：1,143 と女性が多くなっています。

☞ とくに **50歳以上の女性の発生件数が多く、全体の50%を占めています。**

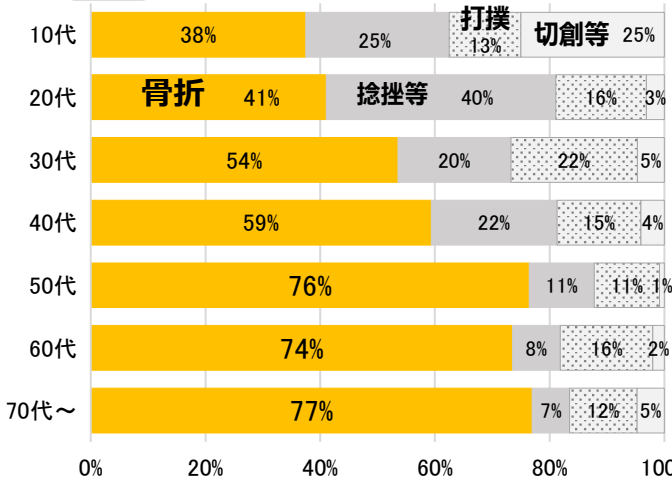
☞ 50歳以上の男女比は概ね1：2となっています。

✓ **50歳以上の女性労働者への転倒災害防止の取組が求められます**

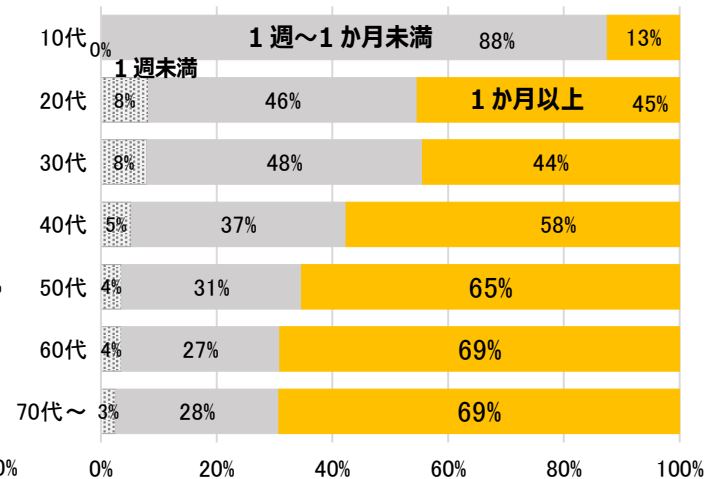


年齢が高くなるほど、転倒で骨折する割合と、休業が長期化する割合も高くなっています

大分県 転倒災害の年代別傷病性質 | 過去5年



大分県 転倒災害の年代別被災の程度 | 過去5年



☞ 転倒による休業4日以上災害のうち、**6割が骨折によるものです。**

☞ **50歳以上の65%で、休業期間が1か月以上に及んでいます。**

※出典は平成30年から令和4年の労働者死傷病報告。確定後の受理を含む。左図も同じ。

転倒災害の原因は、大きく3つに分けられます



滑り

床の素材が滑りやすいものであったり、**床に水や油などが残ったままの状態**であったりすると、滑って転倒しやすくなります。



つまずき

床に**凹凸や段差**があり、つまずいたという例や、**放置されていた荷物や商品**などにつまずいて転倒したという事例が多くあります。



踏み外し

大きな荷物を抱えて**階段を下りるとき**など、足元が見えづらいつきに足を踏み外し、転倒することがあります。

女性には特有の転倒リスクがあります

靴 ハイヒールは、接地面積が狭く、姿勢が安定しないことがあります。

服 タイトスカートは歩幅が狭くなり、ロングスカートは足元が見えにくくなります。

転倒災害防止対策のポイント

- ✓ 転倒する要因を取り除き、高齢者や女性にやさしい職場環境をつくりましょう
- ✓ 転倒要因が取り除かれた職場では、安心して作業ができるため、作業効率もあがります

4S(整理・整頓・清掃・清潔)を徹底する	転倒しにくい作業方法に改善する	その他に講じる対策
<ul style="list-style-type: none"> ・歩行場所に物を放置しない。 ・用具、台車は所定位置を決める。 ・床面の汚れ(水、油、粉など)を取り除く。 ・床面の凹凸、段差などを解消する。 ・通路にコードを横断させない。 ・転倒しにくい床材、床塗装に変更する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・時間に余裕をもって行動する。 ・滑りやすい場所では、小さな歩幅で歩行する。 ・足元が見えにくい状態で作業しない。 (適切な照度を確保する) ・両手がふさがる荷物の運搬は階段を避ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ・移動や作業に適した靴を着用する。 ・職場の危険マップの作成による危険情報の共有を図る。 ・転倒危険場所にステッカーなどを貼り、注意喚起する。 ・加齢に伴う身体機能の変化を意識させ、健康と体力づくりに取り組む環境をつくる。

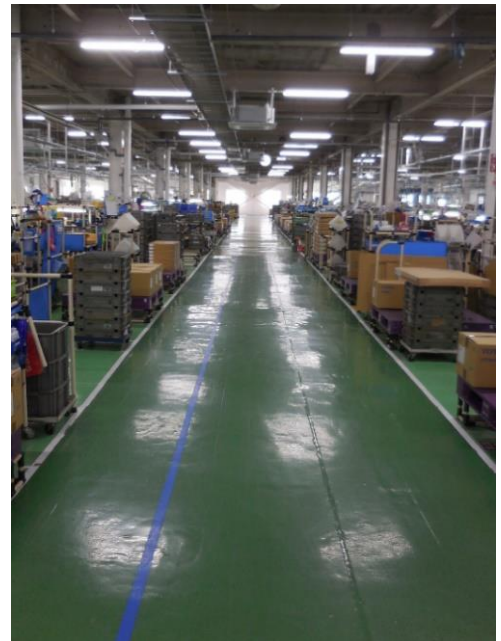
POINT 1 4S活動を徹底し、転倒要因を取り除く

☞ 4Sとは「整理」、「整頓」、「清掃」、「清潔」のことで、これらを日常的な活動として行うのが4S活動です。

SEIRI 整理 必要ない物は捨てる	SEITON 整頓 必要な物をすぐに取り出せるようにする	SEISOU 清掃 綺麗に掃除をする	SEIKETSU 清潔 整理・整頓・清掃を維持する
--	--	--	---

☞ 4S活動は労働災害の防止だけでなく、作業のしやすさ、作業の効率化も期待できます。

☞ 人の目に触れにくいバックヤードも整頓を忘れないようにしましょう。



POINT 2 加齢などによる自分の転倒リスクを知る



☞ 一般的に、加齢とともに骨や関節、筋肉などの運動器が衰えることから、そのサインがあるか「ロコモチェック」を使って簡単に確かめましょう。

- ※ ロコモ(ロコモティブシンドローム) = 「立つ」「歩く」といった移動機能が低下している状態のこと。
- ※ ロコモチェック = 「片脚立ちで靴下がはけない」などの7つの項目で確認します。

☞ 「たった一度の転倒で寝たきりになることも。転倒事故の起こりやすい箇所は？」

☞ 市町村が実施している「^{こつそしょうしょう}骨粗鬆症検診」を受診しましょう

中高年齢の女性については、上記のとおり、転倒による骨折のリスクが高くなっています。市町村が健康促進事業として一定年齢の女性住民を対象に実施している骨粗鬆症検診を受診しましょう。



ロコモ ONLINE



政府広報オンライン

働く高年齢者の特性に配慮した エイジフレンドリーな職場づくりを進めましょう



ガイドラインの策定

ガイドライン全文



高年齢労働者が安心して安全に働くことができる職場づくりのために、厚生労働省では、令和2年3月に「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」を策定しました。

ガイドラインで示す事業者の取組

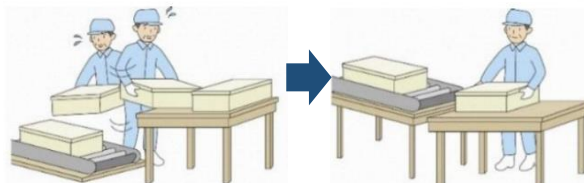
- 1 安全衛生管理体制の確立** 経営トップ自らが安全衛生方針を表明し、担当する組織や担当者を指定するとともに、高年齢労働者の身体機能の低下等による労働災害について、リスクアセスメントを実施します。
- 2 職場環境の改善** 高齢者でも安全に働き続けることができるよう、施設、設備、装置等の改善を検討し、必要な対策を講じます。以下の対策例を参考に、事業場の実情に応じた優先順位をつけて改善に取り組みます。



防滑靴を利用する



通路を含め作業場所の照度を確保する



不自然な作業姿勢をなくすよう作業台の高さや作業対象物の配置を改善する

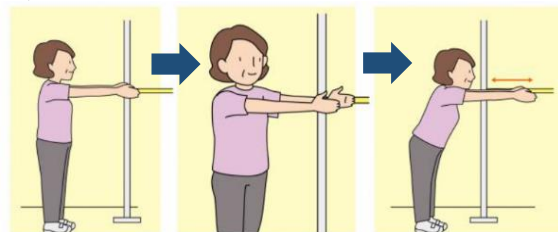
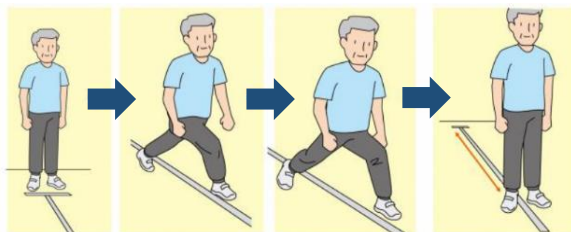


リフト、スライディングシート等を導入し、抱え上げ作業を抑制する

階段には手すりを設け、可能な限り通路の段差を解消する



- 3 健康や体力の状況の把握** 健康診断を実施するとともに、体力チェックを継続的に行うよう努めます。
2ステップテスト 最大2歩幅を計測 **ファンクショナルリーチ** 水平に腕をどれくらい伸ばせるかを計測



- 4 健康や体力の状況に応じた対応** 個々の労働者の状況に応じて、適合する業務とのマッチングに努めます。
- 5 安全衛生教育** 作業内容とリスクについて理解させるため、時間をかけ、写真や図、映像等の文字以外の情報も活用します。経験のない業種、業務に従事する場合、特に丁寧な教育訓練を行います。

腰痛予防への取組

「職場における腰痛予防対策指針」を参考に、作業態様に応じた腰痛防止対策に取り組みましょう。



転倒・腰痛の予防に役立つ
YouTube 動画「いきいき健康体操」
に取り組んでみませんか？



貨物自動車における荷役作業時の墜落・転落対策の充実のため労働安全衛生規則の一部が改正されます

① 昇降設備の設置が義務付けられる貨物自動車の範囲の拡大

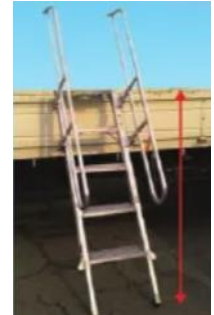
令和5年10月1日施行

安衛則第151条の67（昇降設備）※赤字が改正部分。以下同じ。

事業者は、最大積載量が**2トン以上**の貨物自動車に荷を積み作業（ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。）又は最大積載量が**2トン以上**の貨物自動車から荷を卸す作業（ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。）を行うときは、墜落による労働者の危険を防止するため、当該作業に従事する労働者が**床面と荷台との間及び**床面と荷台上の荷の上面との間を安全に昇降するための設備を設けなければならない。 ※第2項省略

改正のポイント

- 荷を積み卸す作業を行うときに、**昇降設備の設置義務の対象となる貨物自動車を、現行の最大積載量5トン以上から2トン以上に拡大した。**
- 床面と荷台との間を昇降する際に墜落・転落災害が多く発生していることを踏まえ、**昇降設備の設置対象となる箇所に、「床面と荷台との間」を明記した。**
なお、荷台に昇降するが、荷台の荷の上に昇降しない場合は、荷台への昇降設備の設置のみで差し支えないこと。
- 「昇降設備」には、踏み台等の可搬式のもののほか、貨物自動車に設置されている昇降用のステップ等を含むこと。また、テールゲートリフターを中間位置で停止させてステップとして使用する場合は昇降設備として認められること。
- 昇降設備の構造は、手すりのあるもの、踏板に一定の幅や奥行きがあるものが望ましいこと。そのほか、貨物自動車に乗降グリップがあり、三点支持等により安全に昇降できるような形式のものが望ましいこと。
- 本条が適用されない貨物自動車において荷を積み卸す作業等を行う場合であっても、高さが1.5mを超える箇所で作業を行うときは、安衛則第526条の規定が適用されることに留意すること。



昇降設備の例



② 保護帽の着用が義務付けられる貨物自動車の範囲の拡大

令和5年10月1日施行

安衛則第151条の74（保護帽の着用） ※第2項省略

事業者は、**次の各号のいずれかに該当する**貨物自動車に荷を積み作業（ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。）又は次の各号のいずれかに該当する貨物自動車から荷を卸す作業（ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。）を行うとき（**第三号に該当する貨物自動車においては、テールゲートリフターを使用するときに限る。**）は、墜落による労働者の危険を防止するため、当該作業に従事する労働者に保護帽を着用させなければならない。

- 一 最大積載量が5トン以上のもの
- 二 **最大積載量が2トン以上5トン未満であって、荷台の側面が構造上開放されているもの又は構造上開放できるもの**
- 三 **最大積載量が2トン以上5トン未満であって、テールゲートリフターが設置されているもの（前号に該当するものを除く。）**

改正のポイント



- 荷を積み卸す作業を行うときに、**労働者に保護帽を着用させる義務の対象となる貨物自動車に、最大積載量が5トン以上のものに上記の第二号、第三号を加えた。**
- 「荷台の側面が構造上開放されているもの又は構造上開放できるもの」には、あおりのない荷台を有する貨物自動車並びに平ボディ車及びウイング車が含まれる。またバン（荷台の四方が囲まれた箱形のもの（ウイング車除く。））等は含まれない。
- 「テールゲートリフターを使用するとき」には、テールゲートリフターを使用せずに荷を積み卸す作業を行う場合は含まれない。また、テールゲートリフターを中間位置で停止させ、労働者が単にステップとして使用する場合で、荷を積み卸す作業を行わないときも含まれない。

- 貨物自動車の荷台の高さの荷受け台（プラットフォーム等）が設置され、荷台の端部から墜落するおそれがない場所において荷を積み卸す作業を行う場合等、墜落の危険がない状態で荷を積み卸す作業を行う場合は、第151条の74第1項の荷を積み卸す作業を行うときに該当しないこと。
- 本条が適用されない貨物自動車において、荷を積み卸す作業等を行う場合であっても、高さが2m以上の箇所で作業を行う場合で、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、安衛則第518条又は第519条の規定が適用されることに留意すること。
- 保護帽は、型式検定（国家検定）に合格した「墜落時保護用」の製品を使用すること。

労（平27.8）検	
(1)THOO号	(2)THOO号
製造業者 株式会社〇〇〇〇	
製造年月 H29.11	
(1)飛来・落下物用	
(2)墜落時保護用	

保護帽のラベル例

③ テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業への特別教育の義務化 令和6年2月1日施行

安衛則第36条（特別教育を必要とする業務）

法第59条第3項の厚生労働省令で定める危険又は有害な業務は、次のとおりとする。

五の四 テールゲートリフター（第151条の2第七号の貨物自動車の荷台の後部に設置された動力により駆動されるリフトをいう。以下同じ）の操作の業務（当該貨物自動車に荷を積む作業又は当該貨物自動車から荷を卸す作業を伴うものに限る。）

改正のポイント

- 荷を積み卸す作業を伴うテールゲートリフターの操作の業務を特別教育の対象としたもの。
- 安全衛生特別教育規程の改正により、学科教育4時間、実技教育2時間、合計6時間の特別教育が必要です。※経験等による一部省略あり
- 「テールゲートリフター」には、テールゲートリフターの稼働スイッチを操作することのほか、テールゲートリフターに備え付けられた荷のキャストストップ等を操作すること、昇降板の展開や格納の操作を行うこと等、テールゲートリフターを使用する業務が**含まれる**こと。
- 荷を積み卸す作業を伴わない定期点検等の業務、貨物自動車以外の自動車等に設置されているテールゲートリフター、介護用の車両に設置されている車いすを対象とする装置等の操作の業務は**含まれない**こと。
- テールゲートリフターの製造者、取付業者等による操作説明が、特別教育の対象である労働者に対して、テールゲートリフターの操作を実際に行わせながら適切に実施される場合には、当該説明に要した時間を実技教育の教育時間（2時間）の一部として取り扱って差し支えないこと。



テールゲートリフターの例
※パワーゲート、テールリフト等、メーカーごとに商品名が異なることに注意

④ 運転席から離れる場合の措置 令和5年10月1日施行

安衛則第151条の11（運転位置から離れる場合の措置）

事業者は、車両系荷役運搬機械等の運転者が運転位置から離れるときは、当該運転者に次の措置を講じさせなければならない。**ただし、走行のための運転位置と作業装置の運転のための運転位置が異なる貨物自動車を運転する場合にあって、労働者が作業装置の運転のための運転位置において作業装置を運転し、又は運転しようとしている場合は、この限りでない。**

- 一 フォーク、ショベル等の荷役装置（**テールゲートリフターを除く。**）を最低降下位置に置くこと。
 - 二 原動機を止め、かつ、停止の状態を保持するためのブレーキを確実にかける等の車両系荷役運搬機械等の逸走を防止する措置を講ずること。
- 2 （略）
- 3 事業者は、第1項ただし書の場合において、貨物自動車の停止の状態を保持するためのブレーキを確実にかける等の貨物自動車の逸走を防止する措置を講じさせなければならない。**
 - 4 貨物自動車の運転者は、第1項ただし書の場合において、前項の措置を講じなければならない。**

改正のポイント

- 運転席とテールゲートリフターの操作位置が異なる場合は、運転者が運転位置を離れる場合に義務付けられている「荷役装置を最低降下位置に置くこと」と「エンジン停止」が適用除外となること。ただし、ブレーキを確実にかける等の貨物自動車の逸走防止措置を講じる必要があること。

陸上貨物運送事業者、荷主、配送先、元請事業者のみなさま 荷物の積み降ろしを安全に

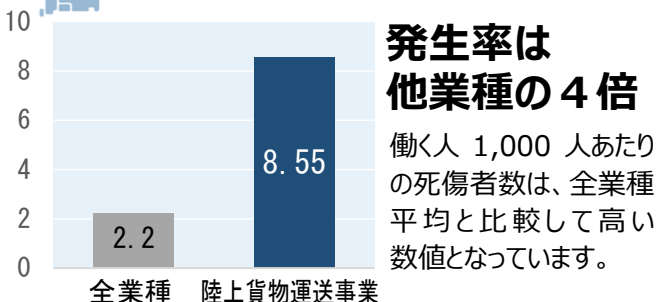


陸上貨物運送事業における労働災害は、全国、大分県ともに高止まりしています。

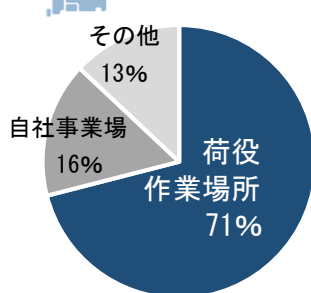
また、陸上貨物運送事業では、荷役作業中に発生した災害が全体の7割を占めていることから、この対策を講じることが急務となっています。労働者が安全に安心して働けるよう、荷物の積み降ろし中の安全対策に取り組んでいただきますようお願いいたします。

陸上貨物運送事業における労働災害の傾向

全国 労働災害発生率(千人率) | 令和元年



全国 労働災害の発生場所 | 平成 28 年



7割が荷役作業で発生



災害防止のためには、陸上貨物運送事業者だけでなく、荷主、配送先、元請事業者等の皆様の安全対策に対する理解と協力が不可欠です。

荷役作業時の死亡災害にみる災害パターン別の再発防止対策

荷台等からの墜落



足を滑らせてリアバンパーから墜落



テールゲートリフターから墜落

☞「墜落時保護用」のヘルメットを着用しましょう

☞荷台への昇降設備を設けましょう

荷崩れ



固定ベルトを外した途端に木材が落下



ドラム缶とともに転落し、被災者直撃

☞積み付け時に、適切な固定・固縛を行いましょう

☞荷の崩壊等の危険がないことを確認した上で荷解きをしましょう

トラック後退時



後退誘導時にトラックと電柱との間に挟まれる



荷役作業指示中に、後退してきた別のトラックに接触

☞後退誘導のルールを定めましょう

☞トラックを後退させるのは、後方確認ができる時だけにしましょう

二次元バーコードの参考資料の

現場で取り組まれている好事例

東京労働局HP



「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」

厚生労働省HP



荷役作業の安全対策チェックリスト

厚生労働省HP



外国人労働者向け安全衛生教育教材 を労働災害防止にご活用ください

最大 14 言語、幅広い業種に対応しています

厚生労働省では、外国人の方にも理解しやすい安全衛生教育教材を作成しています。
外国人労働者の労働災害防止のための教育資料としてお役立てください。

マンガ・動画教材

初めて安全衛生を学ぶ方にも理解できるよう、業種共通と業種・作業別の視聴覚教材(マンガ・動画教材)を作成しています。



動画教材



YouTube

マンガでわかる安全衛生



未熟練労働者に対する安全衛生教育マニュアル

未熟練労働者は、作業に慣れておらず、危険を把握・察知する能力が身につけていません。労働災害を防止するには、雇入れ時や作業の内容が変わる時点などでの安全衛生教育が重要です。



画像は安全な
服装のマニュアル
(英語)



掲載ページ

労働者と同じ場所で危険有害な作業を行う 個人事業者等の保護措置が義務付けられました

令和5年
4月1日
施行



ココが
Point!

労働安全衛生法第22条で定められている労働者に対する健康障害防止のための保護措置の実施が義務付けられている作業(業務)が対象です

① 作業を請け負わせる一人親方等に対する措置の義務化

作業の一部を請け負わせる場合は、請負人(一人親方、下請業者)に対しても以下の措置の実施が義務付けられます。

- 請負人だけが作業を行うときも、事業者が設置した局所排気装置等の設備を稼働させる等の配慮を行うこと
- 特定の作業方法で行うことが義務付けられている作業方法については、請負人に対してもその作業方法を周知すること
- 労働者に保護具を使用させる義務がある作業については、請負人にも保護具を使用する必要がある旨を周知すること

② 同じ作業場所にいる労働者以外の人に対する措置の義務化

同じ作業場所にいる労働者以外の人(一人親方、他社の労働者、資材搬入業者、警備員など、契約

関係は問わない)に対しても、以下の措置の実施が義務付けられます。

- 労働者に保護具を使用させる義務がある作業場所については、その場所にいる労働者以外の人に対しても保護具を使用する必要がある旨を周知すること
- 労働者を立入禁止や喫煙・飲食禁止にする場所について、その場所にいる労働者以外の人にも立入禁止や喫煙・飲食禁止とすること
- 作業に関する事故等が発生し、労働者を退避させる必要があるときは、同じ作業場所にいる労働者以外の人にも退避させること
- 化学物質の有害性等を労働者が見やすいように掲示する義務がある作業場所について、その場所にいる労働者以外の人にも見やすい箇所に掲示すること



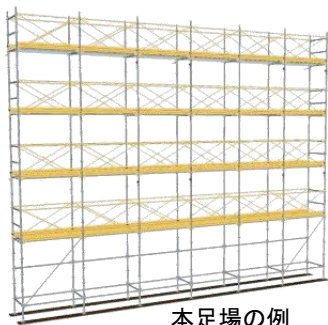
詳細は厚生労働省 HP をご覧ください

足場からの墜落・転落災害防止対策の充実のため 労働安全衛生規則の一部が改正されました

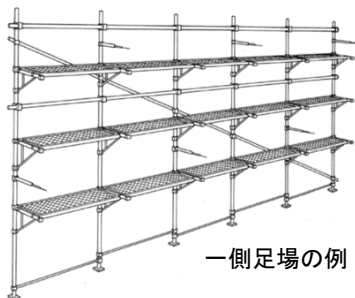
① 一側足場の使用範囲が明確になりました

令和6年4月1日施行

主に狭あいな現場で使用される**一側足場**については、その構造上、労働安全衛生規則（以下「安衛則」という。）に定める手すり設置等の墜落防止措置が適用されないところ、令和元年から3年間に全国で発生した足場からの墜落・転落による死亡災害56件のうち8件が**一側足場**からのものでした。



本足場の例



一側足場の例

イラストは（一社）仮説工業会提供

このことを踏まえ、本改正により**本足場**を使用するために十分な幅がある場所（幅が1 m以上の箇所）においては、**本足場**の使用が義務となります。

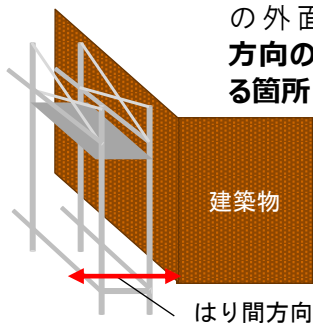
ただし、つり足場を使用するとき又は障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により、**本足場**を使用することが困難なときはこの限りではありません。



幅が1 m以上の箇所とは

基本的考え方

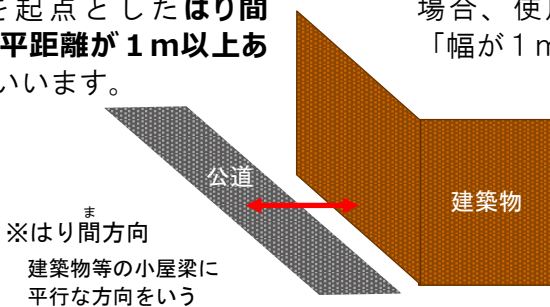
足場を設ける床面において、当該足場を使用する建築物等の外面を起点とした**はり間方向の水平距離が1 m以上ある箇所**をいいます。



はり間方向

例外

足場設置のため確保した幅が1 m以上の箇所について、その一部が公道にかかる場合、使用許可が得られない場合等は「幅が1 m以上の箇所」に含まれません。



※はり間方向
建築物等の小屋梁に
平行な方向をいう

事業者が行うべきこと

足場の使用にあたっては、**可能な限り「幅が1 m以上の箇所」を確保**してください。

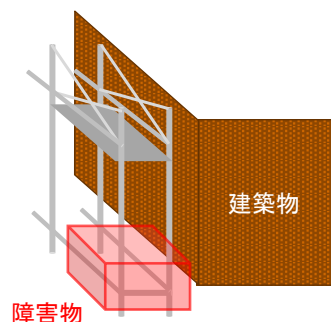
本足場を使用することが困難なときは

足場を設ける床面において、はり間方向の水平距離が1 m以上の場合においても、本足場を使用することが困難な場合の具体例は以下のとおりです。

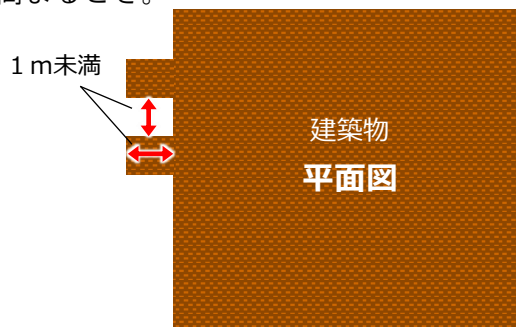
- ア 足場を設ける箇所の全部又は一部に**撤去困難な障害物**があり、建地を2本設置することが困難なとき。
- イ 建築物等の外面の形状が複雑で、1 m未満ごとに**隅角部**があるとき。
- ウ 屋根等に足場を設けるときの等、足場を設ける床面に**著しい傾斜、凹凸等**があり、建地を2本設置することが困難なとき。
- エ 本足場を使用することにより建築物等と足場の作業床との間隔が広くなり、墜落・転落のリスクが高まる時。

※隅角部

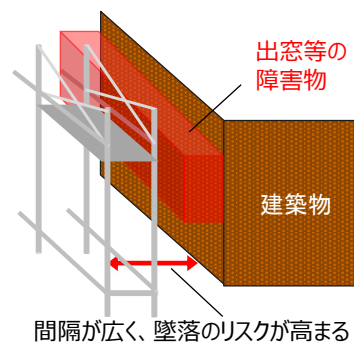
壁面が折れ曲がっている部分



アの例



イの例



エの例

その他

- 足場を設ける箇所の一部に、撤去が困難な障害物があるとき等において、建地の一部を1本とする場合は、足場の動揺や倒壊等を防止するのに十分な強度を有する構造とすること。
- 建築物と足場の作業床との間隔は30cm以内とすることが望ましいこと。

② あらかじめ足場の点検者を指名することが義務付けられました

令和5年10月1日施行

足場（つり足場含む。以下同じ。）からの墜落・転落災害が発生している事業場においては、安衛則第567条及び第655条に基づく足場の点検が実施されていない事例が散見されています。

このことを踏まえ、事業者又は注文者による足場の点検が確実に行われるようにするため、**点検者をあらかじめ指名することが義務付けられました。**

●点検者の指名の方法は、書面で伝達するほか、朝礼等に際し口頭で伝達する方法、メール、電話で伝達する方法、あらかじめ点検者の指名順を決めてその順番を伝達する方法等が含まれます。

なお、点検者の指名は、**点検者自らが点検者であるという認識を持ち、責任を持って点検ができる方法で行ってください。**

●安衛則第567条第2項及び第655条第1項第2号に規定する点検者（＝組立て等後の点検者）については、次の者が望ましいこと。

- ・足場の組立て等作業主任者であって、足場の組立等作業主任者能力向上教育を受講している者
- ・労働安全コンサルタント（試験の区分が土木又は建築である者）等安衛法第88条に基づく足場の設置等の届出に係る「計画作成参画者」に必要な資格を有する者
- ・全国仮設安全事業協同組合「仮設安全監理者資格取得講習」を受けた者
- ・建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検実務研修」を受けた者

●足場の点検に当たっては、「足場等の種類別点検チェックリスト」を活用することが望ましいこと。（下記様式参照）

足場 チェックリスト



③ 足場の点検後に記録すべき事項に「点検者氏名」を追加しました

令和5年10月1日施行

事業者又は注文者が悪天候若しくは地震又は足場の組立て、変更等の後の足場の点検を行ったときに記録及び保存すべき事項（現行では当該点検の結果及び点検結果に基づいて補修等を行った場合にあっては、当該措置の内容）に当該**点検者の氏名を追加**しました。

●記録すべき点検者の氏名は、安衛則第567条第2項及び第655条第1項第2号の規定により指名した者とする。

●足場の点検後の記録及び保存に当たっては、「足場等の種類別点検チェックリスト」を活用することが望ましいこと。（右様式参照）



手すい復旧
ヨシ!

足場等の種類別点検チェックリスト（ ）足場用

工事名 ○○○○新築工事 工期 ○年○月○日～○年○月○日
事業場名 ○○建設㈱
点検者職氏名 **班長 田中一郎**
点検日 ○年○月○日
点検実施理由 悪天候後、地震後、足場の組立後、一部解体後、変更後、その他
足場等の用途、種類、概要（ ）

点検事項	点検の内容	良否	是正内容	確認
床材の損傷、取り付け及び掛渡しの状態				
建地、布、腕木等の緊結部、接続部及び取付部の緩みの状態				
緊結材及び緊結金具の損傷及び腐食の状態				
足場用墜落防止設備の取外し及び脱落の有無				
幅木等（物体の落下防止措置）の取付状態及び取外しの有無				
脚部の沈下及び滑動の状態				
筋かい、控え、壁つなぎ等補強材の取付状態及び取外しの有無				

大分の夏を冷やせ!

STOP! 熱中症 クールワーク キャンペーン

4月

5月

6月

7月

8月

9月

準備期間

← キャンペーン期間

重点取組期間

大分県では、令和4年に127人（前年比+50人）が、職場における熱中症で治療を受けました。そのうち、休業4日以上となったのは11人（前年比+2人）で、死亡者1人を含んでいます。下記の期間ごとの実施事項を参考に、キャンペーンを展開し、職場での熱中症予防に取り組みましょう。

準備期間 4月

□現場で作業を管理する者等から、熱中症予防管理者を選任する。

□JIS Z 8504、JIS B 7922に適合した暑さ指数計を準備し、点検する。



□暑さ指数に応じ、作業の中止、休憩時間の確保など、余裕を持った作業計画を立てる。

□暑さ指数を下げる方法を検討する。

簡易な屋根、通風または冷房設備、散水設備の設置、冷房を備えた休憩場所や涼しい休憩場所の確保を検討する。



□透湿性と通気性の良い服装を準備、身体を冷却する機能をもつ服の着用を検討。



空調服
フルハーネス対応



クールベスト

□搬送する病院や緊急時の対応について確認し、周知する。

□熱中症防止対策について管理者、労働者に対して教育する。



キャンペーン期間 5/1~9/30

STEP 1 暑さ指数計で暑さ指数（WBGT 値）を随時把握する。

STEP 2 準備期間中に検討した事項を確実に実施するとともに、測定した WBGT 値に応じて以下の対策をとる。

□WBGT 値を下げるための設備を設置する。

□休憩場所を整備する。

□涼しい服装などを選択する。

□WBGT 値が高い時は、**単独作業を控え**、WBGT 値に応じて**作業の中止**、**こまめに休憩をとる**などの工夫をする。

□暑さに慣れるまでの間は**十分休憩をとり**、**1週間程度かけて徐々に身体をならす**。特に入職直後や夏季休暇あけは注意する。

□のどが渇いていなくても**定期的に水分・塩分をとる**。

□**糖尿病、高血圧症、心疾患、腎不全、精神・神経系の疾患、広範囲の皮膚疾患、感冒、下痢**などがあると熱中症にかかりやすくなる。医師の意見を聴いて人員を配置する。

□前日のお酒の飲み過ぎ、寝不足はないか、朝食をきちんと取ったか、管理者は確認する。

□管理者はもちろん、作業員同士お互いの健康状態をよく確認する。

STEP 3 熱中症予防管理者は、暑さ指数を確認し、巡視により次の事項を確認する。

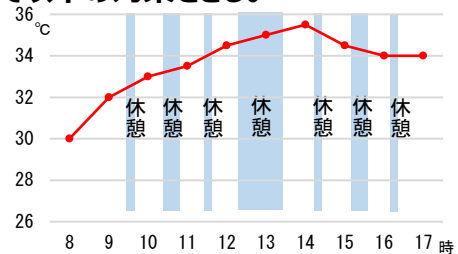
□暑さ指数の低減対策は実施されているか

□暑さに慣れているか

□水分や塩分を取っているか

□体調は問題ないか

□作業の中止や中断をさせなくてよいか



□異常時の措置
少しでも異変を感じたら…

- ☞一旦作業を離れる
- ☞病院へ運ぶ、又は救急車を呼ぶ
- ☞病院へ運ぶまでは一人きりにしない

重点取組期間 7月

□実施した対策の効果を再確認し、必要に応じ追加対策を行う。

□梅雨明け直後は、暑さ指数に応じて、作業の中断、短縮、休憩時間の確保を徹底する。 □水分、塩分を積極的にとらせる。

□睡眠不足、体調不良、前日の飲み過ぎに注意する。当日の朝食はきちんと取る。

□期間中は熱中症のリスクが高まっていることを含め、重点的に教育を行う。

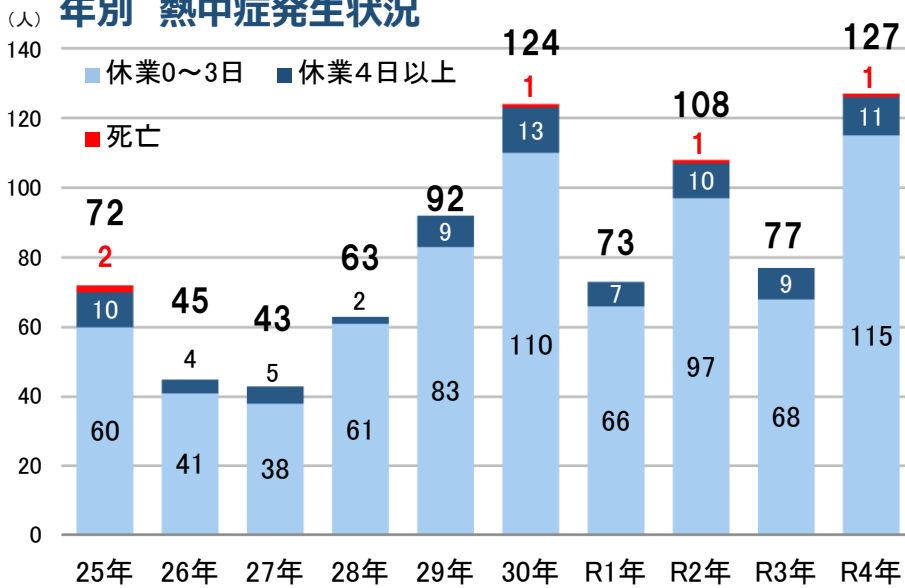
□異常を認めたときは、ためらうことなく病院に搬送する。



大分県の職場における熱中症発生状況

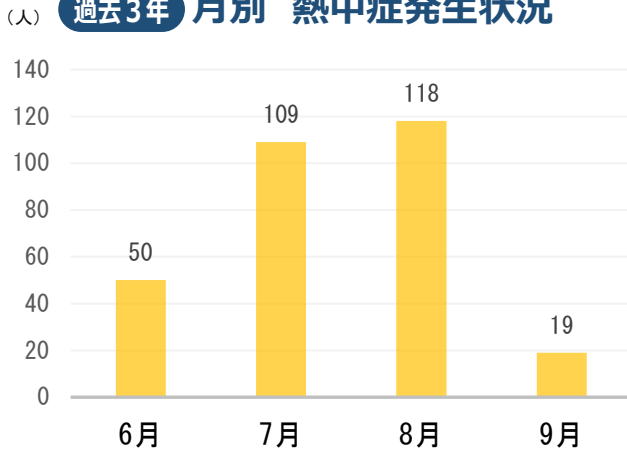
※労働者死傷病報告、療養の給付申請書等により把握した件数。※「過去3年」は令和2年、令和3年、令和4年の集計値

年別 熱中症発生状況



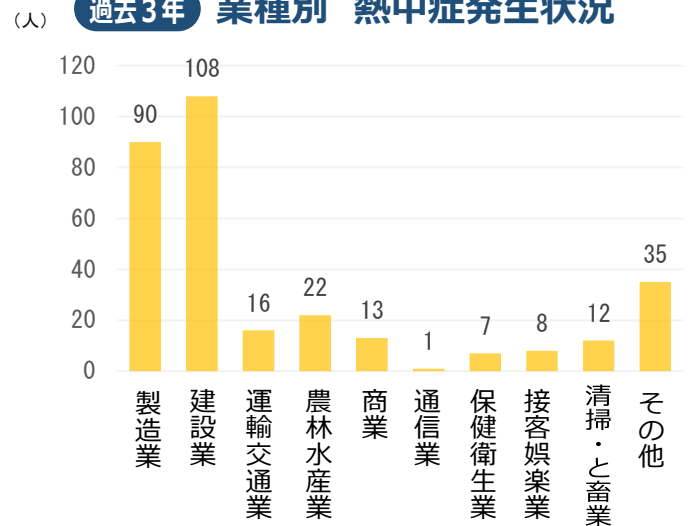
- ☞ 令和4年は127人が熱中症により治療を受けました。前年から50人増加し、集計を始めた平成25年以降で最大の人数でした。
- ☞ 令和4年は、クリーニング業において死亡災害が発生しました。
- ☞ 過去10年間の死亡数の合計は5人です。

過去3年 月別 熱中症発生状況



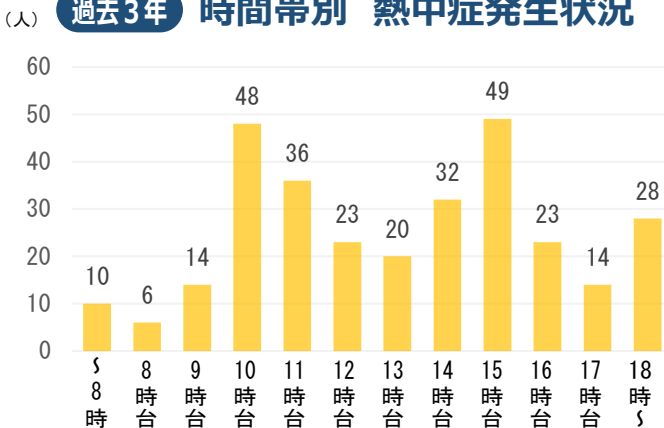
- ☞ 7月と8月に集中して発生しています。このことから、重点取組期間（7月）の予防対策に万全を期して、この2か月に臨むことが重要となります。

過去3年 業種別 熱中症発生状況



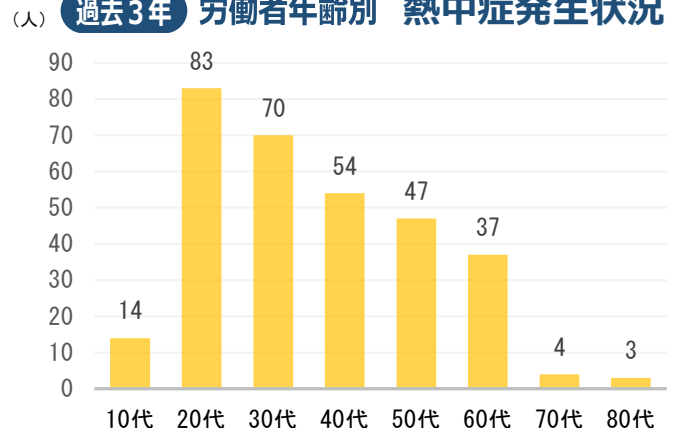
- ☞ 製造業と建設業の合計で、約6割を占めています。

過去3年 時間帯別 熱中症発生状況



- ☞ 作業開始から約2時間後の10時台と15時台に発生のピークが認められます。効果的な休憩取得の目安にしてください。
- ☞ 17時以降（勤務終了後）の発症にも注意が必要です。

過去3年 労働者年齢別 熱中症発生状況



- ☞ 20代と30代で約5割を占めています。夏季の作業経験が少ない等の原因が考えられます。
- ☞ 若年層に対する暑熱順化の配慮とともに、必要な教育を確実に実施していただくをお願いします。

大分労働局独自の取組



大分労働局及び各労働基準監督署では、自主的な安全衛生管理をより一層推進し、安全な職場環境を形成するため、下記の取組を展開しています。

経営トップの安全衛生に関する所信表明

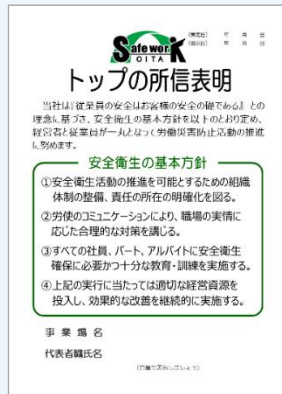
トップの所信表明 大分

経営トップがその所信を表明することにより、労使双方が労働災害防止のための共通認識を持ち、一丸となって取り組むことが重要です。

大分労働局管内の事業場において、実際に経営トップが行った所信表明を、同意を得た上で公表させていただいています。

ここにある所信表明を参考にしながら、さらなる労働災害防止、快適な職場環境の形成が図られることが期待されます。

所信表明 作成例



特設ページ

所信表明様式は
こちらから



各建設現場 2 項目重点労働災害防止運動

2 項目重点労働災害防止運動

作業に応じて、守るべきものは多い。その中で「これだけは絶対に守るぞ」という目標を2つに絞り込む。

各建設現場において、自らが遵守すべき安全事項を協議し、特に遵守すべき2項目に絞り込み、毎日の朝礼等で唱和・指差呼称することで労働者の安全意識レベルを高め、安全作業の意思統一をするものです。本運動参加事業場は、企業名及び工事名称を公開しています。

掲示例

この現場は2項目重点労働災害防止運動に参加しています

これだけは絶対守るぞ！

- ① クレーン作業は「3・3・3運動」実施で安全確認を徹底する
- ② 名前で呼び合う掛け声運動の徹底で不安全行動を撲滅する

〇〇建設工業㈱ 〇〇ビル新築工事



特設ページ

取組宣言提出表
様式はこちらから

参加事業場は大分労働局ホームページで公開中

ホーム > 各種法令・制度・手続き > 安全衛生関係 > 安全関係

提出先 大分労働局健康安全課 または 県内の各労働基準監督署

高度安全機械等導入支援補助金

所定の建設機械に厚生労働省指定の安全装置を取り付けることで1機あたり最大100万円の補助金を受けられる制度です。



Web
登録期間

令和5年5月10日～
令和6年1月24日まで

購入・改修後の申請は
対象外となります



- 対象となる申請者 ①中小企業等であること ②建設業許可を取得していること
- 問合せ先 建災防 高度安全機械導入支援補助金事務センター
☎ 03-6275-1085

補助金 建災防

安全衛生優良企業公表制度

安全衛生優良企業とは？

安全衛生優良企業とは、労働者の安全や健康を確保するための対策に積極的に取り組み、高い安全衛生水準を維持・改善しているとして、厚生労働省から認定を受けた企業のことです。

この認定を受けるためには、過去 3 年間労働安全衛生関連の重大な法違反がないなどの基本事項に加え、労働者の健康保持増進対策、メンタルヘルス対策、過重労働対策、安全管理など、幅広い分野で積極的な取組を行っていることが求められます。

基準を満たした企業は、3 年間の認定を受けることができ、さまざまなメリットが得られます。

認定のメリットは？

認定を受けると、認定マークを利用し、健康・安全・働きやすい優良企業であることを有効に求職者や一般の方に対して PR できたり、優良マークを広報、商品に使用し、取引先や求職者に対して PR できます。厚生労働省は、この制度を積極的に PR するとともに、企業名を厚生労働省のホームページに公表し、優良企業の認知度を高めるほか、調達における一般競争入札で加点評価されるなど、インセンティブの検討を続けていきます。

また、企業の求人ホームページや就職サイトのページ、その他各種求人活動における従業員の募集にあたって使用する広告や文書に「安全衛生優良企業」である旨を記載いただいたり、マークを掲載していただき、求職者へのアピールをしていただけます。

問合せ・申請先は？

認定申請先は、大分労働局労働基準部健康安全課です。

診断サイトはこちら



シンボルマーク



「見える」安全活動コンクールの優良事例

コンクールの趣旨・目的

厚生労働省では、「あんぜんプロジェクト」の一環として、平成 23 年度から、毎年、事業場・企業における安全活動の活性化を図るため、「見える」安全活動コンクールを開催しています。

このコンクールでは、事業場等で実施されている労働災害防止活動の「見える化」事例を募集し、広く国民から投票を募り、優良事例選考委員会において評価、選考して優良事例を決定することで、事業場等の安全活動の「見える化」への取組を活性化することを目的としています。

令和 4 年度及び過去の優良事例

12 回目となった令和 4 年度のコンクールは 1,042 件の応募の中から、創意工夫が認められた事例、簡易な取組であるが効果的であると評価された事例等、優良な 80 の事例が選考され、あんぜんプロジェクトの特設サイトで公開されています。

また、同サイトでは、過去分の応募作品と優良事例がご覧いただけます。

転倒災害を防ぐための「見える化」事例



歩くべき箇所を「見える化」

段差の高さを「見える化」

令和 4 年度優良事例



令和 4 年度コンクール優良事例の類型

- 転倒災害及び腰痛を防ぐための「見える化」 14 事例
- 高年齢労働者の特性等に配慮した労働災害防止の「見える化」 5 事例
- ナッジを活用した「見える化」 13 事例
- 外国人労働者、非正規雇用労働者の労働災害を防止するための「見える化」 6 事例
- 熱中症を予防するための「見える化」 7 事例
- メンタルヘルス不調を予防するための「見える化」 3 事例
- 化学物質による危険有害性の「見える化」 3 事例
- 通勤、仕事での健康づくりや運動の「見える化」 5 事例
- その他の危険有害性情報の「見える化」 24 事例

関係機関連絡先

	名 称	所 在 地	電 話 番 号	管 轄 区 域
労働基準監督署	大分 労働基準監督署	〒870-0016 大分市新川町 2-1-36 大分合同庁舎 2F	安全衛生課 ☎ 097-535-1513	大分市・別府市・杵築市 由布市・国東市・日出町 姫島村
	中津 労働基準監督署	〒871-0031 中津市大字中殿 550-20 中津合同庁舎 2F	☎ 0979-22-2720	中津市・豊後高田市 宇佐市
	佐伯 労働基準監督署	〒876-0811 佐伯市鶴谷町 1-3-28 佐伯労働総合庁舎 3F	☎ 0972-22-3421	佐伯市・臼杵市 津久見市
	日田 労働基準監督署	〒877-0012 日田市淡窓 1-1-61	☎ 0973-22-6191	日田市・玖珠町・九重町
	豊後大野 労働基準監督署	〒879-7131 豊後大野市三重町市場 1225-9 三重合同庁舎 4F	☎ 0974-22-0153	竹田市・豊後大野市
	大分労働局 労働基準部 健康安全課	〒870-0037 大分市東春日町 17-20 大分第2ソフィアプラザビル 6F	☎ 097-536-3213	